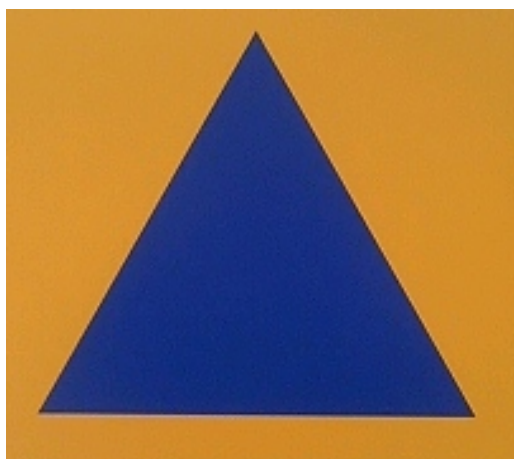


浜田市国民保護計画

【資料編】



令和6年3月

浜 田 市

目 次

1	国民保護関係	1
(1)	国民保護措置の仕組み	1
(2)	関係機関の事務又は業務の大綱	2
(3)	関係機関連絡先	5
(4)	関係機関連絡先（浜田市関係）	16
2	市における組織・体制	19
(1)	各部課室等における業務	19
(1)	市職員の参集基準	22
(2)	市職員数	23
(3)	消防職員数	23
(4)	消防団員数	24
3	人口及び世帯数	25
4	輸送関連	29
(1)	緊急輸送道路一覧	29
(2)	道路管理者及び連絡先	30
(3)	旅客自動車一覧	31
(4)	県及び市が保有する車両（定員11人以上）	31
(5)	鉄道施設（路線）一覧	32
(6)	鉄道車両一覧	32
(7)	港湾（係留施設）一覧	33
(8)	県管理漁港（係留施設）一覧	33
(9)	船舶一覧	34
(10)	災害用臨時ヘリポート一覧	34
5	救援	35
(1)	避難施設	35
(2)	備蓄物資	38
(3)	医療関係	40
(4)	公営墓地	41
(5)	公営納骨堂	41
(6)	火葬場の能力	41
6	災害時の協定一覧	42

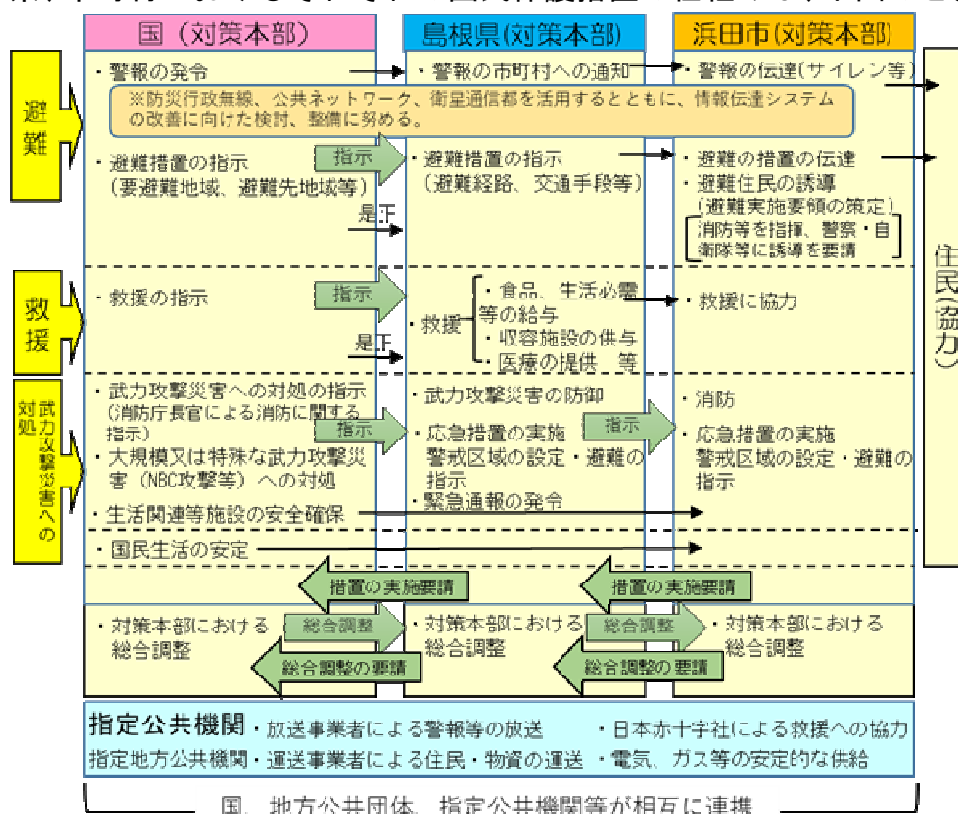
○ 資料

- ・ 浜田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例・・・・・・・・・・ 44
- ・ 浜田市危機管理対策本部設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- ・ 浜田市国民保護協議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による
救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）・・・・・・ 51
- ・ 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の
照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令
第44号）《安否情報報告様式》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- ・ 被災情報報告様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- ・ 浜田市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱・・・・・・・・・・ 63
- ・ 火災・災害等即報要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- ・ 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての
基本的な考え方（平成17年環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）・・・・・・ 88
- ・ 島根県防災ヘリコプター応援協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

1 国民保護関係

(1) 国民保護措置の仕組み

国、県、市町村におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、下図のとおりである。



(2) 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、概ね次に掲げる業務を処理する。

【県】

※島根県国民保護計画資料編

機関の名称	事務又は業務の大綱
島 根 県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を超える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する組位の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 「武力攻撃災害の防除」及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

※島根県国民保護計画資料編

機関の名称	事務又は事務の大綱
市 町 村	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

※島根県国民保護計画資料編

機関の名称	事務又は事務の大綱
中国四国 管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
中国財務局 (松江財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関等に対する特別措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関 (浜田・境税関支署)	1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局	1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及びまん延の防止 3 保健衛生の確保
島根労働局	1 被災者の雇用対策
中国四国農政局 (松江地域センター)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局 (島根森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
経済産業省中国四 国産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策
中国地方整備局 (浜田河川国道・出雲河 川・松江国道・境港湾・ 空港整備各事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
中国運輸局 (島根運輸支局)	1 運送事業者との連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (美保空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京・福岡 航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
大阪管区気象台 (松江地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第八管区 海上保安本部 (浜田海上保安部) (境海上保安部) (境海上保安部 隠岐海上保安署)	1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
中国四国 地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
中国四国防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

※島根県国民保護計画資料編

機関の名称	事務又は事務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港の管理者	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

(3) 関係機関連絡先

【指定行政機関】

※島根県国民保護計画資料編

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
内閣府	大臣官房総務課	千代田区永田町 1-6-1	T:03-6257-1174 F:03-5510-0658	
	防災担当	千代田区永田町 1-6-1	T:03-3501-5408 F:03-3503-5690	
	原子力防災担当	千代田区永田町 1-6-1	T:03-3581-0373	
国家 公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関 2-1-2	T:03-3581-0141 (内線 5770) F:03-3597-8004	
警察庁	警備局警備運用部 警備第三課	千代田区霞が関 2-1-2	T:03-3581-0141 (内線 5770) F:03-3597-8004	
金融庁	総合政策局総務課	千代田区霞が関 3-2-1	T:03-3506-6615 F:03-3506-6267	中防電話:4312
消費者庁	総務課	千代田区霞が関 3-1-1	T:03-3507-9135 F:03-3507-9275	中防電話:4361 中防 F:4369
こども家庭庁	総務課危機管理対策室	千代田区霞が関 3-2-5	T:03-6860-0147	
デジタル庁	戦略組織グループ BCP 担当	千代田区紀尾井町 1-3	T:03-4477-6675	中防電話:9684
総務省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 2-1-2	T:03-5253-5090 F:03-5253-5093	中防電話:4821
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関 2-1-2	T:03-5253-7550 F:03-5253-7543	
法務省	大臣官房秘書課広報室	千代田区霞が関 1-1-1	T:03-3592-5396 F:03-3592-7728	中防電話:5112 中防 F:5141
出入国 在留管理庁	大臣官房秘書課広報室	千代田区霞が関 1-1-2	T:03-3592-5396 F:03-3592-7728	中防電話:5112 中防 F:5141
公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関 1-1-1	T:03-3592-2638 F:03-3592-6605	
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	千代田区霞が関 2-2-1	T:03-5501-8059 F:03-5501-8057	
	総合外交政策局 人権人道課	千代田区霞が関 2-2-1	T:03-5501-8240 F:03-5501-8239	
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	千代田区霞が関 3-1-1	T:03-3581-7934 F:03-5251-2163	中防電話:5313 中防 F:5341
国税庁	長官官房総務課	千代田区霞が関 3-1-1	T:03-3581-4161 F:03-3593-0401	
文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	千代田区霞ヶ関 3-2-2	T:03-6734-2156 F:03-6734-3590	中防電話:6477
スポーツ庁	政策課	千代田区霞が関 3-2-2	T:03-6734-2673 F:03-6734-3790	
文化庁	政策課	千代田区霞が関 3-2-2	T:03-6734-2806 F:03-6734-3811	
厚生労働省	大臣官房厚生科学課 災害等危機管理対策室	千代田区霞が関 1-2-2	T:03-3595-2172 F:03-3503-0183	
農林水産省	大臣官房 地方課災害総合対策室	千代田区霞が関 1-2-1	T:03-6744-2142 F:03-6744-7158	危機管理電話 :46301 F:462

林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1	T:03-6744-2142 F:03-6744-7158	
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1	T:03-6744-2142 F:03-6744-7158	
経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-3-1	T:03-3501-1327 F:03-3501-1704	
資源エネルギー庁	長官官房総務課	千代田区霞が関 1-3-1	T:03-3501-2669 F:03-3501-2305	
中小企業庁	事業環境部 経営安定対策室	千代田区霞が関 1-3-1	T:03-3501-0459 F:03-3501-6805	危機管理電話 53101
国土交通省	大臣官房危機管理室	千代田区霞が関 2-1-3	T:03-5253-8974 F:03-5253-8891	
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1	T:029-864-6900 F:029-864-1807	
観光庁	総務課	千代田区霞が関 2-1-2	T:03-5253-8321 F:03-5253-1632	
気象庁	総務部企画課	港区虎ノ門 3-6-9	T:03-3434-9074	中防電話:6011 中防 FAX:6041
海上保安庁	総務部危機管理官	千代田区霞が関 2-1-3	T:03-3591-9822 F:03-3507-7435	
環境省	大臣官房総務課 危機管理・災害対策室	千代田区霞が関 1-2-2	T:03-5512-5010 F:03-3581-3360	中防電話:6111 中防 FAX:6141
原子力規制委員会 (原子力規制庁)	長官官房 緊急事案対策室	港区六本木 1-9-9	T:03-5114-2121 F:03-5114-2183	中央防災無線 電話:5421
防衛省	防衛政策局 運用政策課 統合幕僚監部参事官付	新宿区市谷本村町 5-1	T:03-3268-3111 F:03-5225-3022 F:03-5229-2136	
防衛装備庁	長官官房総務官付	新宿区市谷本村町 5-1	T:03-3268-3111 F:03-3268-3111	

【指定地方行政機関】（国の関係出先機関）

※島根県国民保護計画資料編

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
中国四国 管区警察局	総務監察・広域調整部 広域調整第二課	広島市中区上八丁堀 6-30	T:082-228-6411 (内線 5521) F:082-228-3920	時間外 082-228-6412
中国 総合通信局	防災対策推進室	広島市中区東白島町 19-36	T:082-222-3371 F:082-221-0075	
中国財務局	総務部総務課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	T:082-221-9221 F:082-502-3688	直通 082-228-6804
松江 財務事務所	総務課	松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎内	T:0852-21-5231 F:0852-26-3134	
神戸税関	総務部総務課 総務第一係	神戸市中央区新港町 12-1	T:078-333-3010 F:078-333-3134	
浜田税関支署		浜田市長浜町 1785-16 浜田港湾合同庁舎内	T:0855-27-0366 F:0855-27-4180	
境税関支署	総務課	境港市昭和町 11-18	T:0859-42-2228 F:0859-42-3893	
中国四国 厚生局	総務課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 2 階	T:082-223-8181 F:082-223-8155	
島根労働局	総務課	松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5F	T:0852-20-7004 F:0852-20-7023	
中国四国 農政局	企画調整室	岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	T:086-224-9400 F:086-235-8115	
島根県拠点	地方参事官室	松江市東朝日町 192	T:0852-24-7311 F:0852-27-8858	
近畿中国 森林管理局	企画調整課	大阪市北区天満橋 1-8-75	T:06-6881-3402 F:06-6881-3415	
島根 森林管理署		松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 6F	T:0852-24-5452 F:0852-24-5454	
中国 経済産業局	総務企画部 総務課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	T:082-224-5615 F:082-224-5640	
中国四国産業 保安監督部	管理課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 4 階	T:082-224-5753 F:082-224-5650	
中国 地方整備局	統括防災官室防災室	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	T:082-221-9231 F:082-227-2651	
中国運輸局	総務部安全防災・危機管 理課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	T:082-228-3439 F:082-227-9797	
島根運輸支局		松江市馬潟町 43-3	T:0852-38-8111 F:0852-37-2030	
大阪航空局	総務部 安全企画・保安対策課	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第四号館	T:06-6949-6212 F:06-6945-8460	
美保 空港事務所	管理課	境港市佐斐神町 2064	T:0859-45-6111 F:0859-45-6128	
東京航空 交通管制部	総務課	所沢市並木 1-12	T:04-2992-1181 F:04-2992-1925	
福岡航空 交通管制部	総務課	福岡市東区大字奈多字小 瀬抜 1302-17	T:092-607-7111 F:092-607-0474	
大阪管区 气象台	総務部業務課	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	T:06-6949-6327 F:06-6949-6079	
松江 地方气象台	防災管理官室	松江市西津田 7-1-11	T:0852-22-3784 F:0852-22-3827	

第八管区 海上保安本部	総務部総務課	舞鶴市字下福井 901	T:0773-76-4100(代) F:0773-76-4103	
浜田 海上保安部	警備救難課	浜田市長浜町 1785-16	T:0855-27-0771 F:0852-27-0771	
境海上保安部	警備救難課	境港市昭和町 9-1	T:0859-42-2531 F:0859-42-2531	
中国四国地方 環境事務所	総務課	岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎 11 階	T:086-223-1577 F:086-224-2081	
中国四国 防衛局	企画部 地方調整課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	T:082-223-7142 F:082-223-0336	

【自衛隊】 武力攻撃事態等において、連絡調整を担当する部隊の長 ※島根県国民保護計画資料編

部隊等の長	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の 連絡方法
陸上自衛隊 中部方面総監	総務部	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	T:072-782-0001 (内線 2862) (当直 2259)	
海上自衛隊 舞鶴地方総監	防衛部	舞鶴市字余部下 1190	T:0773-62-2250 (内線 2222) (当直 2223)	
航空自衛隊 西部航空方面 隊司令官	防衛部	春日市原町 3-1-1	T:092-581-4031 (内線 2348) (当直 2203)	

【関係指定公共機関】

※島根県国民保護計画資料編

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
日本放送協会	報道局	渋谷区神南 2-2-1	T:03-3465-1906	
	災害・気象センター		F:03-3465-1936	
	松江放送局	松江市灘町 101-6	T:0852-32-0742	
	経営管理企画センター		F:0852-32-0744	
西日本 旅客鉄道(株)	ガバナンス推進本部	大阪市北区芝田 2-4-24	T:080-5346-6428	
	山陰支社	米子市弥生町 2	T:0859-32-0255	
	総務企画課		F:0859-32-8028	
全日本 空輸(株)	ANA 山陰支店	米子市東町 171	T:0859-35-0525	
		米子第一生命ビル 5F	F:0859-35-0901	
	ANA 石見空港所	益田市内田町イ 597	T:0856-24-0030	
			F:0856-24-0031	
日本航空 (株)	経営企画本部	品川区東品川 2-4-11	T:03-5460-3160	
	経営戦略部		F:03-5460-3164	
中国ジェイア ールバス(株)	総務部総務課	広島市南区松原町 1-6	T:082-261-0512	
			F:082-264-2546	
	島根支店	出雲市駅南町 1-8	T:0853-21-0537	
			F:0853-21-8608	
西日本ジェイア ールバス(株)	総務部総務課	大阪市此花区北港1-3-23	T:06-6466-9977	
			F:06-6466-7310	
日本通運(株)	業務部	港区東新橋 1-9-3	T:03-6251-1430	
			F:03-6251-6671	
	松江支店	松江市平成町 182-9	T:0852-21-0202	
			F:0852-21-0204	
佐川急便(株)	C S R 推進部	京都市南区上鳥羽角田町 68	T:03-3699-3340	
		東京本社:江東区新砂 2-2-8	F:03-3646-3977	
	中国支店	松江市平成町 182-41	T:0852-28-2662	
	松江営業所		F:0852-28-2676	
西濃運輸(株)	総務部	岐阜県大垣市田口町 1	T:0584-82-5000	
			F:0584-82-5040	
	日ノ丸西濃運輸 (株)	松江市東出雲町出雲郷 1637-1	T:0852-52-4111	
	松江支店		F:0852-52-4112	
福山通運(株)	業務本部法務室	江東区越中島 3-6-15	T:03-3643-0292	
			F:03-3643-3730	
	松江支店	松江市東津田町 1247	T:0852-26-3511	
			F:0852-23-3894	
ヤマト 運輸(株)	法務リスクマネジメント部輸送	港区西新宿 1-24-14	T:03-3248-5910	
	オペレーションマネジメント部	西新宿 1 丁目ビル	F:03-3501-9811	
	三次主管支店	三次市東酒屋町 306-66	T:0824-62-5633	
	安全推進課		F:0824-62-1710	
西日本 電信電話(株)	設備本部 サービスエンジニアリ ング部 災害対策室	大阪市豊島区東野田町 4-15-82	T:06-6490-7822	
		NTT WEST i-CAMPUS 4F	F:06-6949-4630	
	島根支店	松江市東朝日町 102	T:03-5156-1729	
	設備部災害対策室		F:03-5511-0314	
(株)NTT ドコモ 中国支社	サービス運営部	千代田区永田町 2-11-1	T:082-544-1910	
	災害対策室	山王パークタワー 35F	F:082-544-2366	
	(株)ドコモビジネスソリューション ズ 島根支店 1 G1T	松江市東朝日町 88-1	T:0852-25-6186	
			F:0852-32-2033	

KDDI (株)	エンジニアリング推進本部運用管理部サービスコントロールセンター	新宿区西新宿 2-3-2 KDDIビル	T:03-3347-5538 F:03-3347-5423	
	中国総支社 管理部	広島市中区八丁堀 16-11 スタートラム広島 16F	T:082-577-8950 F:082-577-8955	
ソフトバンク (株)	総務本部総務企画統括部総務企画部	港区海岸 1-7-1 ポートシティ竹芝オフィスター	T:03-6889-6601	
	九州・中四国総務課		T:082-224-2300 F:082-224-2332	
中国電力(株)	地域共創本部 (防災)	広島市中区小町 4-33	T:082-544-2764 F:082-544-2847	
	島根支社 総務・資材グループ	松江市母衣町 115	T:0852-27-1113 F:0852-32-0620	
中国電力ネットワーク(株)	保安防災部 (防災)	広島市中区小町 4-33	T:082-544-2667 F:082-544-2684	
日本郵便 (株)	総務部危機管理担当	千代田区大手町 2-3-1 大手町プレイスウェスター	T:03-3477-0572	
	中国支社 松江中央郵便局	松江市東朝日町 138	T:0852-21-3600 F:0852-25-3429	
独立行政法人 国立病院機構	本部 総務部総務課	目黒区東が丘 2-5-21	T:03-5712-5050 F:03-5712-5081	
	中国四国グループ	東広島市西条町寺家 513	T:082-493-6606 F:082-493-6616	
西日本 高速道路(株)	保全サービス事業本部 危機管理防災課	大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アバンザ	T:06-6344-9298 F:06-6344-7186	
	中国支社 保全サービス統括課	広島市安佐南区緑井 2-26-1	T:082-831-4454 F:082-831-4576	
日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	港区芝大門 1-1-3	T:03-3437-7084 F:03-3435-8509	
	島根県支部 事業推進課	松江市内中原町 40	T:0852-21-4237 F:0852-31-2411	
日本銀行	決済機構局 業務継続企画課	中央区日本橋本石町 2-1-1	T:03-3277-2148 F:03-3548-2317	
	松江支店 総務課	松江市母衣町 55-3	T:0852-32-1504 F:0852-32-2042	

【指定地方公共機関】

※島根県国民保護計画資料編

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
(株)山陰放送		米子市西福原 1-1-71	T:0859-33-2211 F:0859-33-4130	
山陰中央テレビジョン放送(株)	報道部	松江市向島町 140-1	T:0852-20-8888 F:0852-22-3599	
日本海テレビジョン放送(株)	報道制作局報道制作部	鳥取市田園町 4-360	T:0857-27-2111	
山陰ケーブルビジョン(株)	地域創造本部	松江市学園 1-2-27	T:0852-23-2522 F:0852-24-9111	
出雲ケーブルビジョン(株)	制作部制作課	出雲市塩冶町 1291-24	T:0853-21-9811 F:0853-21-9810	
ひらたCATV(株)	業務部	出雲市平田町 2110-1	T:0853-63-5539 F:0853-63-5538	
石見ケーブルビジョン(株)		浜田市竹迫町 2886 山陰中央新報西部本社ビル内	T:0855-23-4883 F:0855-23-4853	
石見銀山テレビ放送(株)	総務部	大田市大田町大田 ロ 1089-4	T:0854-82-7755 F:0854-82-7771	
(株)エフエム山陰	放送事業局	松江市学園南 1-2-1 くにびきメッセ西棟 2F	T:0852-61-0396 F:0852-27-5130	
(公社)島根県トラック協会	総務企画部	松江市東朝日町 194-1	T:0852-21-4272 F:0852-22-4408	
日本エアコンピューター(株)	総務部	鹿児島県霧島市溝辺町麓 787-4	T:0995-58-2151 F:0995-58-3904	
隠岐汽船(株)	総務課	隠岐郡隠岐の島町中町 目貫の四	T:08512-2-1122 F:08512-2-1126	
一畑電車(株)	運輸部	出雲市平田町 2226	T:0853-62-3021 F:0853-62-3395	
一畑バス(株)	運行部	松江市西川津町 1656-1	T:0852-20-5200 F:0852-20-5201	
石見交通(株)	総務部	益田市幸町 2-63	T:0856-22-1100 F:0856-24-0077	
松江一畑交通(株)	営業部	松江市上東川津町 1238	T:0852-22-3681 F:0852-25-4334	
隠岐一畑交通(株)		隠岐郡隠岐の島町中町 出雲結ノ上 2-1	T:08512-2-1281 F:08512-2-4358	
隠岐海士交通(株)		隠岐郡海士町大字海士 2494	T:08514-2-0020 F:08514-2-1200	
日ノ丸自動車(株)	業務部	鳥取市古海 620	T:0857-22-5154 F:0857-22-5169	
出雲ガス(株)	導管部	出雲市上塩冶町 2388-1	T:0853-21-0267 F:0853-21-0320	
浜田ガス(株)	総務部	浜田市熱田町 2135-7	T:0855-26-1010 F:0855-26-1101	
(一社)島根県LPガス協会		松江市殿町 111 松江センチュリービル	T:0852-21-9716 F:0852-27-8050	
(一社)島根県医師会	庶務課	松江市袖師町 1-31	T:0852-21-3454 F:0852-26-5509	
(公社)島根県看護協会		松江市袖師町 7-11	T:0852-25-0330 F:0852-25-3157	

【県（出先機関）】

※島根県国民保護計画資料編

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	その他の 連絡方法
隠岐支庁	県民局総務課	隠岐郡隠岐の島町港町 塩口 24	T:08512-2-9603 F:08512-2-9626	
松江県土整備事務所	総務課	松江市東津田町 1741-1	T:0852-32-5720 F:0852-32-5763	
雲南県土整備事務所	総務課	雲南市木次町里方 531-1	T:0854-42-9586 F:0854-42-9653	
出雲県土整備事務所	総務課	出雲市大津町 1139	T:0853-30-5615 F:0853-24-3766	
県央県土整備事務所 大田事業所	業務課	大田市大田町大田イ 1-3	T:0854-84-9721 F:0854-84-9755	
県央県土整備事務所	総務課	邑智郡川本町大字川本 265-3	T:0855-72-9602 F:0855-72-9644	
浜田県土整備事務所	総務課	浜田市片庭町 254	T:0855-29-5653 F:0855-29-5691	
益田県土整備事務所	総務課	益田市昭和町 13-1	T:0856-31-9632 F:0856-31-9701	

【市町村】

《国民保護担当課》

※島根県国民保護計画資料編

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
松江市	防災安全部防災安全課	松江市末次町 86	T:0852-55-5115 F:0852-55-5617	【夜間】 0852-55-5555
浜田市	総務部防災安全課	浜田市殿町 1	T:0855-25-9122 F:0855-23-1866	【夜間】 0855-22-2612
出雲市	防災安全部防災安全課	出雲市今市町 70	T:0853-21-6606 F:0853-21-6574	【夜間】 0853-21-2211
益田市	総務部危機管理課	益田市常盤町 1-1	T:0856-31-0601 F:0856-23-5001	【夜間】 0853-31-0100
大田市	総務部危機管理課	大田市大田町大田 [□] 1111	T:0854-83-8009 F:0854-82-2826	【夜間】 0854-82-1600
安来市	総務部防災課	安来市安来町 878-2	T:0854-23-3172 F:0854-23-3152	【夜間】 0854-23-3000
江津市	総務課	江津市江津町 1016-4	T:0855-52-7927 F:0855-52-1380	【夜間】 0855-52-2501
雲南市	防災部防災安全課	雲南市木次町里方 521-1	T:0854-40-1027 F:0854-40-1029	
奥出雲町	総務課	仁多郡奥出雲町三成 358-1	T:0854-54-2505 F:0854-54-1229	
飯南町	総務課	飯石郡飯南町下赤名 880	T:0854-76-2211 F:0854-76-2221	
川本町	総務財政課	邑智郡川本町大字川本 271-3	T:0855-72-0631 F:0855-72-0635	
美郷町	総務課	邑智郡美郷町粕淵 168	T:0855-75-1211 F:0855-75-1218	
邑南町	総務課	邑智郡邑南町矢上 6000	T:0855-95-1111 F:0855-95-2351	
津和野町	総務財政課	鹿足郡津和野町枕瀬 218-18	T:0856-74-0028 F:0856-74-0002	【夜間】 0856-74-0021
吉賀町	総務課	鹿足郡吉賀町六日市 750	T:0856-77-1111 F:0856-77-1891	
海士町	総務課	隠岐郡海士町海士 1490	T:08514-2-0113 F:08514-2-0357	【夜間】 08514-2-0111
西ノ島町	総務課	隠岐郡西ノ島町美田 600-4	T:08514-6-0101 F:08514-6-0683	
知夫村	総務課	隠岐郡知夫村 1065	T:08514-8-2211 F:08514-8-2093	
隠岐の島町	総務課危機管理室	隠岐郡隠岐の島町下西 78-2	T:08512-2-2111 F:08512-2-6005	

《教育委員会》

※島根県国民保護計画資料編

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
松江市 教育委員会	教育総務課	松江市末次町 86	T:0852-55-5424 F:0852-55-5534	
浜田市 教育委員会	教育総務課	浜田市殿町 1	T:0855-22-2612 F:0855-22-5090	
出雲市 教育委員会	教育政策課	出雲市今市町 70	T:0853-21-6874 F:0853-21-6192	
益田市 教育委員会	教育総務課	益田市駅前町 17-1	T:0856-31-0441 F:0856-24-1380	
大田市 教育委員会	総務課	大田市大田町大田 [□] 1111	T:0854-82-1600(代) F:0854-82-5395	
安来市 教育委員会	教育総務課	安来市安来町 878-2	T:0854-23-3140 F:0854-23-3167	
江津市 教育委員会	学校教育課	江津市江津町 954-59	T:0855-52-7495 F:0855-52-4369	
雲南市 教育委員会	教育総務課	雲南市木次町里方 521-1	T:0854-40-1071 F:0854-40-1079	
奥出雲町 教育委員会	教育魅力課	仁多郡奥出雲町横田 1037	T:0854-52-2672 F:0854-52-3048	
飯南町 教育委員会		飯石郡飯南町下赤名 880	T:0854-76-3944 F:0854-76-3945	
川本町 教育委員会	教育課	邑智郡川本町川本 332-15	T:0855-72-0704 F:0855-72-1061	
美郷町 教育委員会	教育課	邑智郡美郷町粕淵 168	T:0855-75-1217 F:0855-75-1386	
邑南町 教育委員会	学びのまち総務課	邑智郡邑南町淀原 153-1	T:0855-83-1126 F:0855-83-2013	
津和野町 教育委員会		鹿足郡津和野町後田 64-6	T:0856-72-1854 F:0856-72-1650	
吉賀町 教育委員会		鹿足郡吉賀町六日市 648	T:0856-77-1285 F:0856-77-0040	
海士町 教育委員会	共育課	隠岐郡海士町海士 1490	T:08514-2-1222(代) F:08514-2-1633	
西ノ島町 教育委員会	教育課	隠岐郡西ノ島町美田 600-4	T:08514-6-0171 F:08514-6-0683	
知夫村 教育委員会		隠岐郡知夫村 1053-1	T:08514-8-2301 F:08514-8-2302	
隠岐の島町 教育委員会	総務学校教育課	隠岐郡隠岐の島町今津 346-2	T:08512-2-2206 F:08512-2-0619	

【消防本部】

※島根県国民保護計画資料編

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
松江市消防本部	通信指令課	松江市学園南1丁目17-3	T:0852-32-9141 F:0852-22-0150	
安来市消防本部	通信指令課	安来市飯島町711-1	T:0854-22-0119 F:0854-23-1987	
雲南消防本部	通信指令課	雲南市木次町里方1100-6	T:0854-40-0119 F:0854-42-2444	
出雲市消防本部	指令課	出雲市渡橋町253-1	T:0853-21-6924 F:0853-21-6925	
大田市消防本部	通信指令課	大田市大田町大田イ1-1	T:0854-82-0650 F:0854-82-6560	
江津邑智消防組合 消防本部	通信指令課	江津市渡津町961-19	T:0855-52-0145 F:0855-52-1525	
浜田市消防本部	通信指令課	浜田市原井町908-11	T:0855-22-2620 F:0855-23-1228	
益田広域消防本部	通信指令課	益田市あけぼの東町8-6	T:0856-31-0119 F:0856-31-0255	
隠岐広域連合 消防本部	通信指令室	隠岐郡隠岐の島町平440-1	T:08512-2-2299 F:08512-2-3991	

(4) 関係機関連絡先（浜田市関係）

【浜田市関係】

機関名	所在地		電話番号	FAX
浜田市災害対策本部（浜田市役所庁議室）	浜田	殿 町	22-2612	23-1866
金城地区災害対策本部（金城支所）	金城	下来原	42-1234	42-0990
旭地区災害対策本部（旭支所）	旭	今 市	45-1234	45-0135
弥栄地区災害対策本部（弥栄支所）	弥栄	長安本郷	48-2111	48-2131
三隅地区災害対策本部（三隅支所）	三隅	三 隅	32-2800	32-3170
弥栄地区災害対策本部（杵束出張所）	弥栄	木都賀	48-2111	48-2664
浜田市消防本部（浜田消防署）	浜田	原井町	22-0119	23-1228
浜田消防署桜ヶ丘出張所	浜田	下府町	23-0119	電話と同じ
東部消防署（金城出張所）	金城	今 福	42-0119	電話と同じ
東部消防署旭出張所	旭	丸 原	45-8119	電話と同じ
西部消防署	三隅	向野田	32-0119	電話と同じ
西部消防署弥栄出張所	弥栄	木都賀	48-2119	電話と同じ
浜田市広域行政組合（代表）	江津	波子町	53-5082	53-5088
浜田学校給食センター	浜田	原井町	25-8600	25-8608
浜田市美川浄水場	浜田	内村町	27-0690	27-4853

【県の防災関係機関】

機関名	所在地		電話番号	FAX
島根県災害対策本部	松江市	殿 町	0852-22-5111	0852-22-5930
島根県防災部消防総務課	松江市	殿 町	0852-22-5884	0852-22-5930
西部県民センター（総務管理部）	浜田	片庭町合庁	29-5505	29-5524
浜田県土整備事務所（業務部）	浜田	片庭町合庁	29-5654	29-5691
御部ダム管理所	三隅	上古和	35-1421 無線 344-211	無線 44-230
大長見ダム管理所	浜田	長見町	22-8340 無線 346-21	無線 346-29
浜田県土整備事務所（維持管理部）	浜田	片庭町合庁	29-5687	29-5691
第二浜田ダム管理所	浜田	河内町	22-3051 無線 345-10	無線 345-40
浜田港湾振興センター	浜田	熱田町	27-1082(代) 27-0088 管理係	27-4053
浜田保健所（総務保健部）	浜田	片庭町合庁	29-5537	22-7009
西部農林水産振興センター（総務企画部）	浜田	片庭町合庁	29-5588	29-5591
西部農林水産振興センター（水産部漁港係）	浜田	片庭町合庁	29-5636	22-5637
浜田教育事務所（総務課）	浜田	片庭町合庁	29-5703	29-5710
浜田警察署	浜田	黒川町	22-0110	23-2020
今福駐在所	金城	今 福	42-0302	電話と同じ
雲城駐在所	金城	下来原	42-0041	電話と同じ
波佐駐在所	金城	波 佐	44-0033	電話と同じ
今市駐在所	旭	今市	45-0001	電話と同じ
和田駐在所	旭	和 田	45-0409	電話と同じ
弥栄駐在所	弥栄	長安本郷	48-2007	電話と同じ
岡見駐在所	三隅	岡 見	32-0408	電話と同じ
三隅駐在所	三隅	向野田	32-0001	電話と同じ

【指定地方行政機関】

機関名	所在地		電話番号	FAX
浜田海上保安部	浜田	長浜町	27-0771	電話と同じ
大阪管区気象台（松江地方気象台）	松江市	西津田	0852-21-3794	0852-21-9856
神戸税関浜田税関支署	浜田	長浜町	27-0366	27-4180
中国地方整備局浜田河川国道事務所	浜田	相生町	22-2480	23-5023
浜田労働基準監督署	浜田	田 町	22-1840	22-1819

【指定公共機関】

機関名	所在地		電話番号	FAX
独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター（災害拠点病院）	浜田	浅井町	22-0505	28-7070
西日本旅客鉄道(株)(JR 西日本)浜田駅	浜田	浅井町	22-0388	23-5743
西日本電信電話(株) (NTT 西日本) 島根支店（災害対策室）	松江市	東朝日町	0852-20-7695	0852-20-7921
中国電力ネットワーク(株) 浜田ネットワークセンター	浜田	黒川町	050-8202-8579	22-8620
益田電力所浜田電力センター	浜田	野原町	23-7640	23-7643
中国電力(株)三隅発電所	三隅	岡見	32-2139	32-2583
西日本高速道路(株) 千代田高速道路事務所	広島県 山県郡	北広島町	0826-72-5331	0826-72-4850
浜田料金所	浜田	下府町	23-6570	
浜田東料金所	浜田	上府町	28-2647	
旭料金所	旭	丸 原	45-0840	電話と同じ
NHK松江放送局浜田報道室	浜田	田 町	22-1932	22-1992
日本郵便(株)浜田郵便局	浜田	殿 町	22-0180	
日本通運(株)浜田支店	浜田	周布町	26-1702	
佐川急便(株)浜田店	浜田	下府町	0570-010-726	22-9563
日の丸西濃運輸(株)浜田支店	浜田	下府町	22-1000	23-4873
山陰福山通運(株)浜田支店	浜田	日脚町	27-1093	27-0107
ヤマト運輸(株)浜田上府・周布センター （お客様サービスセンター）	浜田	上府町 周布町	0570-200-000	0824-62-3061

【指定地方公共機関】

機関名	所在地		電話番号	FAX
石見交通(株)浜田営業所	浜田	治和町	27-2211	27-4311
石見ケーブルビジョン(株)	浜田	竹迫町	23-4883	23-4853
浜田ガス(株)	浜田	熱田町	26-1010	26-1101
浜田市医師会	浜田	松原町	22-0967	23-6192
(公社)島根トラック協会浜田支部	浜田	下府町	22-6214	22-8360
山陰放送島根報道部石見支局	浜田	田 町	22-2816	22-3519
山陰中央テレビ西部支社	浜田	竹迫町	22-2552	23-3923
日本海テレビ浜田支社	浜田	田 町	23-5577	23-5578
(株)エフエム山陰	松江市	殿 町	0852-27-5111	0852-27-9883

【自衛隊関係】

機関名	所在地		電話番号	FAX
陸上自衛隊出雲駐屯地	出雲市	松寄下町	0853-21-1045	0853-21-1045
自衛隊島根地方協力本部	松江市	向島町	0852-21-0015	0852-21-0168
浜田出張所	浜田	殿 町	22-1334	電話と同じ

【隣接市町】

機関名	所在地		電話番号	FAX
益田市危機管理課	益田市	常磐町	0856-31-0112	0856-31-0100
江津市総務課	江津市	江津町	0855-52-7927	0855-52-5239
邑南町総務課	邑南町	下口羽	0855-95-1111	0855-95-2351
北広島町危機管理課	北広島町	有 田	050-5812-1819	0826-72-5242

2 市における組織・体制

(1) 各部課室等における業務

部	課等	実施すべき業務
総務部	防災安全課	【平素からの備え】 1 市国民保護協議会の運営に関する事 2 市国民保護計画の見直し、変更に関する事 3 関係機関との連携に関する事 4 避難実施要領の策定に関する事 5 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等に関する事 6 国民保護措置についての研修及び訓練に関する事 7 国民保護に関する普及及び啓発に関する事 8 避難施設の指定等に関する事 9 職員の参集体制の整備に関する事 10 24時間即応体制の整備に関する事 11 非常通信体制の整備に関する事 12 国民保護措置に必要な資料等の整備に関する事 13 安否情報の収集体制の整備に関する事 14 自主防災組織の支援等に関する事 15 その他市長が定める業務 【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 国民保護対策本部に関する事 2 警報及び緊急通報の伝達・通知、避難指示の伝達・通知、退避の指示、避難住民の誘導に関する事 3 被害状況の集約及び報告に関する事 4 防災行政無線等情報通信手段の確保に関する事 5 立入制限区域及び警戒区域の設定に関する事 6 消防本部及び消防団との連携に関する事 7 関係機関との連絡調整に関する事 8 自主防災組織との連携に関する事 9 安否情報の収集、整理、報告等に関する事 10 特殊標章等の交付及び管理に関する事 11 災害応援協定に係る協力要請に関する事
	総務課 デジタル推進室 人事課 行財政改革推進課 財政課 契約管理課 会計課 選挙管理委員会事務局 監査委員会事務局	【平素からの備え】 1 情報システムの整備及び管理運営に関する事 2 その他市長が定める業務 【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 職員の動員及び配備計画に関する事 2 職員、職員家族の被災状況に関する事 3 職員の給食、健康管理に関する事 4 庁舎の被災に関する事 5 配車計画及び車両確保に関する事 6 国民保護措置にかかる予算措置に関する事 7 復旧にかかる予算措置に関する事 8 国民保護対策本部等への応援に関する事
市長公室	市長公室	【平素からの備え】 1 報道機関との連絡調整に関する事 2 その他市長が定める業務 【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 国民保護対策本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 市民への広報、広聴活動に関する事 3 報道関係機関との連絡調整に関する事 4 国民保護対策本部等への応援に関する事
地域政策部	政策企画課 定住関係人口推進課 地域活動支援課 まちづくり社会教育課 人権同和啓発センター 関連施設支援室	【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 避難所の開設及び管理運営に関する事 2 避難者の対応に関する事 3 国民保護対策本部等への応援に関する事

市民生活部	税務課 資産税課	【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 被害状況の調査に関すること 2 り災証明に関すること 3 国民保護対策本部等への応援に関すること
	環境課 カーボンニュートラル推進室 総合窓口課	【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 来庁者の対応に関すること 2 埋葬及び火葬に関すること 3 仮設トイレの設置及びし尿処理に関すること 4 清掃及び廃棄物処理に関すること 5 国民保護対策本部等への応援に関すること
健康福祉部	地域福祉課 子ども・子育て支援課 保険年金課 広域行政組合介護保険課	【平素からの備え】 1 避難行動要支援者に関すること 2 災害ボランティアに関すること 3 社会福祉施設との連絡調整に関すること 4 その他市長が定める業務 【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 避難行動要支援者に関すること（高齢者、障がい者、乳幼児等へ配慮等） 2 福祉避難所の設営、運営に関すること 3 社会福祉団体との連絡調整及び協力要請に関すること 4 ボランティアの受入れ及び活動への支援に関すること 5 国民保護対策本部等への応援に関すること
	※ 広域行政組合総務課については、編成に入らずエコクリーンセンターで業務を行う。	
	健康医療対策課	【平素からの備え】 1 医療機関との連絡調整に関すること 2 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 3 その他市長が定める業務 【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 応急救護所の設置に関すること 2 医療関係機関との連携に関すること 3 避難者の健康管理に関すること 4 日本赤十字社との連絡調整に関すること 5 消防本部との連携に関すること 6 国民保護対策本部等への応援に関すること
	※ 新型コロナワクチン対策室は、健康医療対策課として扱う。	
産業経済部	商工労働課 産業振興課 ふるさと寄附推進室 広島事務所 水産振興課 観光交流課	【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 避難所などの物資、人員の輸送に関すること 2 支援物資の受入、配送に関すること。 3 市が管理する漁港施設等の被害状況の把握及び応急対策に関すること 4 漁協等との連絡調整及び協力要請に関すること 5 国民保護対策本部等への応援に関すること
	農林振興課 農業委員会事務局	【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 農林業、土木関係の被害状況の把握及び応急対策に関すること 2 農業団体との連絡調整に関すること 3 家畜家禽等の被害調査及び被害家畜等の収容に関すること 4 国民保護対策本部等への応援に関すること
都市建設部	建設企画課 建設整備課 維持管理課 建築住宅課	【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 道路、橋梁等公共土木施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること 2 公営住宅等建築物の被害状況の把握及び応急対策に関すること 3 応急仮設住宅の供給及び公営住宅の復旧関すること 4 建設業者等との連絡調整に関すること 5 緊急交通網の確保及び交通規制に関すること 6 国民保護対策本部等への応援に関すること
議会事務局	議会事務局	【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 議会との連絡、連携に関すること 2 国民保護対策本部等への応援に関すること
教育委員会	教育総務課 学校教育課 学力向上推進室 文化スポーツ課	【平素からの備え】 1 学校における児童生徒等の安全確保、災害対応能力育成に必要な教育に関すること 2 赤十字標章及び特殊標章等の普及啓発に関すること

		3 国際人道法の普及啓発に関すること 4 その他市長が定める業務 【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 市立学校等への警報等の伝達及び児童生徒の避難に関すること 2 教育施設及び社会教育施設、文化財等の被害状況の把握及び応急対策等に関すること 3 被災児童の生徒の応急教育に関すること 4 被災児童生徒に対する学用品の供与に関すること 5 児童生徒に対する心のケアに関すること 6 国民保護対策本部等への応援に関すること
上下水道部	水道管理課 工務課 下水道課	【平素からの備え】 1 水の安定的な供給に関すること 2 その他市長が定める業務 【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 上下水道の被害調査及び応急対策に関すること 2 飲料水の確保、供給に関すること 3 国民保護対策本部等への応援に関すること
消防本部	消防本部	【平素からの備え】 1 武力攻撃災害への対処の体制整備に関すること 2 特殊標章等の交付及び管理に関すること 3 消防団の体制整備、育成に関すること 4 その他市長が定める業務 【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 武力攻撃災害への対処に関すること（消火・救急・救助及びNBC 攻撃による災害を含む。） 2 住民の避難誘導に関すること 3 消防団、自主防災組織への支援に関すること 4 特殊標章等の交付及び管理に関すること（消防庁が交付等するものに限る。） 5 国民保護対策本部等への応援に関すること
支所	金城支所 旭支所 弥栄支所 三隅支所	【平素からの備え】 1 本庁の各部課等に準ずる 2 その他市長が定める業務 【武力攻撃事態への対処・復旧】 1 本庁の各部課等に準ずる 2 国民保護対策本部等への応援に関すること

(2) 市職員の参集基準

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①本庁・支所防災担当課体制	国民保護担当職員が参集する。
②浜田市危機管理対策本部体制	原則として、浜田市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。
③浜田市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁、支所又は出先機関等に参集する。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体 制 の 判 断 基 準		体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	中国 5 県を除く県外で武力攻撃等とみられる事態が発生した場合		② レベル1
	中国 5 県内で武力攻撃等とみられる事態が発生した場合又は県外で武力攻撃等とみられる事態が発生し市民が被害を受けた場合		② レベル2
	市内で武力攻撃等とみられる事態が発生した場合		② レベル3
事態認定後	市町村国民保護対策	中国 5 県を除く県外で武力攻撃災害が発生した場合	② レベル1
	本部設置の通知がない場合	中国 5 県内で武力攻撃災害が発生した場合又は県外で武力攻撃災害が発生し市民が被害を受けた場合	② レベル2
		県内又は市内で武力攻撃等とみられる事態が発生した場合	② レベル3
	市町村国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(3) 市職員数

令和5年4月1日現在

	部長級	課長級	係長級	係員	合計
市長公室		1	2	6	9
総務部	1	8	16	28	53
地域福祉部	1	6	10	11	28
健康福祉部	1	8	16	53	78
市民生活部	1	6	12	38	57
産業経済部	1	7	16	21	45
都市建設部	1	4	13	22	40
教育部	1	5	16	22	44
上下水道部	1	3	8	22	34
その他	1	5	6	5	17
金城支所	1	3	10	10	24
旭支所	1	3	7	10	21
弥栄支所	1	3	7	8	19
三隅支所	1	3	8	16	28
合計	13	65	147	272	497

※嘱託職員を除く

(4) 消防職員数

令和5年4月1日現在

所属		部長級	課長級	係長級	係員	合計
消防本部	総務課	1	1	2	5	9
	予防課		1	3	4	8
	警防課		1	3	2	6
	通信指令課		1	2	4	7
	計	1	4	10	15	30
浜田 消防署	消防第一係		1	2	9	12
	消防第二係			2	9	11
	救助第一係			1	3	4
	救助第二係			1	3	4
	救急第一係			1	2	3
	救急第二係			1	2	3
	桜ヶ丘出張所			3	6	9
	計	0	1	11	34	46
東部 消防署	金城出張所		1	3	6	10
	旭出張所			3	6	9
	計	0	1	6	12	19
西部 消防署	弥栄出張所			3	6	9
	三隅第一係		1	2	6	9
	三隅第二係			2	6	8
	計	0	1	7	18	18
合計		1	7	34	79	113

(5) 消防団員数

令和5年6月1日現在

浜田市消防団本部 団長 1 副団長 2			団員数		
		音楽隊	17（うち女性団員 5）		
		女性分団	28（うち女性団員 28）		
各隊本部		各分団	分団員数	各分団	分団員数
中部方面隊 隊長 1	浜田地域（西） 副隊長 1	地域本部	12	周布分団	45
		浜田分団	29	美川分団	32
		石見分団	39	大麻分団	15
		長浜分団	22		
	浜田地域（東） 副隊長 1	佐野分団	12	宇野分団	20
		国分分団	10	有福分団	19
		下府分団	21	久代分団	9
		上府分団	21		
東部方面隊 隊長 1	金城地域 副隊長 1	今福分団	34		
		雲魏分団	39		
		波佐分団	40		
	旭地域 副隊長 1	今市分団	18	木田分団	17
		都川分団	10	市木分団	10
		和田分団	22		
西部方面隊 隊長 1	弥栄地域 副隊長 1	安城分団	34		
		杵束分団	25		
	三隅地域 副隊長 1	三隅分団	32	黒沢分団	13
		三保分団	45	井野分団	29(1)
		岡見分団	28	白砂分団	14

3 人口及び世帯数

【地区別世帯・人口】

令和5年4月末現在

浜田市全体	世帯数	男(人)	女(人)	計(人)
日本人	24,937	23,910	25,647	49,557
外国人	435	210	409	619
複数国籍	126			
合計	25,498	24,120	26,056	50,176

浜田		世帯数	男(人)	女(人)	計(人)
浜田	日本人	4,307	3,861	4,205	8,066
	外国人	138	62	101	163
	複数国籍	13			
	小計	4,458	3,923	4,306	8,229
石見	日本人	6,082	5,692	6,106	11,798
	外国人	75	38	80	118
	複数国籍	30			
	小計	6,187	5,730	6,186	11,916
長浜	日本人	2,386	2,282	2,503	4,785
	外国人	52	32	55	87
	複数国籍	19			
	小計	2,457	2,314	2,558	4,872
周布	日本人	2,363	2,415	2,582	4,997
	外国人	55	29	55	84
	複数国籍	21			
	小計	2,439	2,444	2,637	5,081
美川	日本人	803	749	835	1,584
	外国人	10	0	16	16
	複数国籍	6			
	小計	819	749	851	1,600
国府	日本人	2,640	2,676	2,883	5,559
	外国人	16	7	20	27
	複数国籍	11			
	小計	2,667	2,683	2,903	5,586
小計	日本人	18,581	17,675	19,114	36,789
	外国人	346	168	327	495
	複数国籍	100			
	小計	19,027	17,843	19,441	37,284

金城		世帯数	男(人)	女(人)	計(人)
久佐	日本人	144	132	166	298
	外国人	5	1	7	8
	複数国籍	3			
	小計	152	133	173	306
今福	日本人	216	243	236	479
	外国人	0	0	1	1
	複数国籍	1			
	小計	217	243	237	480

美又	日本人	143	128	139	267
	外国人	1	0	1	1
	複数国籍	0			
	小計	144	128	140	268
雲城	日本人	1,033	1,098	1,174	2,272
	外国人	15	10	14	24
	複数国籍	3			
	小計	1,051	1,108	1,188	2,296
波佐	日本人	208	199	207	406
	外国人	0	0	1	1
	複数国籍	1			
	小計	209	199	208	407
小国	日本人	81	76	82	158
	外国人	1	1	1	2
	複数国籍	0			
	小計	82	77	83	160
小計	日本人	1,825	1,876	2,004	3,880
	外国人	22	12	25	37
	複数国籍	8			
	小計	1,855	1,888	2,029	3,917

旭		世帯数	男(人)	女(人)	計(人)
今市	日本人	697	727	660	1,387
	外国人	2	0	5	5
	複数国籍	2			
	小計	701	727	665	1,392
木田	日本人	118	112	119	231
	外国人	3	3	0	3
	複数国籍	0			
	小計	121	115	119	234
和田	日本人	225	219	225	444
	外国人	4	0	4	4
	複数国籍	0			
	小計	229	219	229	448
都川	日本人	114	96	105	201
	外国人	0	0	0	0
	複数国籍	0			
	小計	114	96	105	201
市木	日本人	112	97	113	210
	外国人	0	0	1	1
	複数国籍	1			
	小計	113	97	114	211
小計	日本人	1,266	1,251	1,222	2,473
	外国人	9	3	10	13
	複数国籍	3			
	小計	1,278	1,254	1,232	2,486

弥栄		世帯数	男(人)	女(人)	計(人)
安城	日本人	349	303	324	627
	外国人	9	3	8	11
	複数国籍	2			
	小計	360	306	332	638
杵束	日本人	262	228	245	473
	外国人	4	0	6	6
	複数国籍	2			
	小計	268	228	251	479
小計	日本人	611	531	569	1,100
	外国人	13	3	14	17
	複数国籍	4			
	小計	628	534	583	1,117

三隅		世帯数	男(人)	女(人)	計(人)
岡見	日本人	554	530	541	1,071
	外国人	6	6	2	8
	複数国籍	2			
	小計	562	536	543	1,079
三保	日本人	733	740	788	1,528
	外国人	27	14	18	32
	複数国籍	4			
	小計	764	754	806	1,560
白砂	日本人	115	131	121	252
	外国人	0	0	0	0
	複数国籍	0			
	小計	115	131	121	252
三隅	日本人	825	801	872	1,673
	外国人	7	4	7	11
	複数国籍	4			
	小計	836	805	879	1,684
黒沢	日本人	111	99	118	217
	外国人	0	0	0	0
	複数国籍	0			
	小計	111	99	118	217
井野	日本人	316	276	298	574
	外国人	5	0	6	6
	複数国籍	1			
	小計	322	276	304	580
小計	日本人	2,654	2,577	2,738	5,315
	外国人	45	24	33	57
	複数国籍	11			
	小計	2,710	2,601	2,771	5,372

【地区別高齢化率】

令和 5 年 4 月末現在

地区別		65 歳未満			65 歳以上			総計 (人)	高齢化率 (%)
		男	女	計	男	女	計		
浜田	浜田	2,658	2,522	5,180	1,265	1,784	3,049	8,229	37.05
	石見	4,097	3,945	8,042	1,633	2,241	3,874	11,916	32.51
	長浜	1,536	1,471	3,007	778	1,087	1,865	4,872	38.28
	周布	1,682	1,689	3,371	762	948	1,710	5,081	33.65
	美川	456	402	858	293	449	742	1,600	46.38
	国府	1,862	1,743	3,605	821	1,160	1,981	5,586	35.46
	小計	12,291	11,772	24,063	5,552	7,669	13,221	37,284	35.46
金城	久佐	67	88	155	66	85	151	306	49.35
	今福	142	113	255	101	124	225	480	46.88
	美又	63	52	115	65	88	153	268	57.09
	雲城	761	708	1,469	347	480	827	2,296	36.02
	波佐	100	75	175	99	133	232	407	57.00
	小国	29	24	53	48	59	107	160	66.88
	小計	1,162	1,060	2,222	726	969	1,695	3,917	43.27
旭	今市	542	418	960	185	247	432	1,392	31.03
	木田	58	51	109	57	68	125	234	53.42
	和田	114	83	197	105	146	251	448	56.03
	都川	31	23	54	65	82	147	201	73.13
	市木	43	41	84	54	73	127	211	60.19
	小計	788	616	1,404	466	616	1,082	2,486	43.52
弥栄	安城	157	154	311	149	178	327	638	51.25
	杵束	124	115	239	104	136	240	479	50.10
	小計	281	269	550	253	314	567	1,117	50.76
三隅	岡見	333	272	605	203	271	474	1,079	43.93
	三保	444	401	845	310	405	715	1,560	45.83
	白砂	86	64	150	45	57	102	252	40.48
	三隅	525	501	1,026	280	378	658	1,684	39.07
	黒沢	45	40	85	54	78	132	217	60.83
	井野	121	105	226	155	199	354	580	61.03
	小計	1,554	1,383	2,937	1,047	1,388	2,435	5,372	45.33
合計		16,076	15,100	31,176	8,044	10,956	19,000	50,176	37.87

4 輸送関連

(1) 緊急輸送道路一覧

※島根県国民保護計画資料編より抜粋

区分	道路種別	管理者	路線名	延長	区間
第1次	高速自動車国道	西日本高速道路(株)	浜田自動車道	36.4	浜田 IC～島根広島県境
第1次	一般有料道路	西日本高速道路(株)	山陰道(R9 江津道路)	14.5	江津 IC～浜田 JCT
第1次	一般道路(指定)	国土交通省	山陰道(R9 浜田道路)	6.3	全線
第1次	一般道路(指定)	国土交通省	山陰道(R9 浜田三隅道路)	14.9	全線
第1次	一般道路(指定)	国土交通省	国道 9 号	228.6	全線
第1次	一般国道(指定外)	島根県	国道 186 号	28.3	全線
第1次	主要地方道	島根県	浜田美都線	0.4	R9 交点～浜田港インター線交点
第1次	一般県道	島根県	はまだリゾート線	2.6	R9 交点～浜田東 IC
第1次	一般県道	島根県	浜田港インター線	0.6	全線
第1次	浜田市道	浜田市	竹迫野原線	1.1	R186 交点～浜田 451 号交点
第1次	浜田市道	浜田市	浜田 451 号線	0.9	竹迫野原線交点～浜田 456 号交点
第1次	浜田市道	浜田市	浜田 456 号線	0.5	浜田 451 号交点～清水野原線交点
第1次	浜田市道	浜田市	清水野原線	0.6	浜田 456 交点～備蓄倉庫
第1次	浜田市道	浜田市	浜田停車場港町線	0.2	R9 交点～浜田医療センター前
第1次	その他	港湾空港課	浜田港福井臨港 1 号線	1.1	R9 交点～浜田港福井臨港 2 号線
第1次	その他	港湾空港課	浜田港福井臨港 2 号線	0.2	浜田港福井臨港 1 号線交点～浜田港福井臨港埠頭線交点
第1次	その他	港湾空港課	三隅港臨港道路 1 号線	1.9	R9 交点～益田種三隅線交点
第1次	その他	港湾空港課	浜田港福井臨港 4 号線	1.5	浜田港福井臨港埠頭線交点～熱田インター線
第2次	主要地方道	島根県	浜田八重可部線	29.9	桜江金城線交点～瑞穂 IC
第2次	主要地方道	島根県	浜田八重可部線	0.5	浜田停車場潰線交点～浜田停車場潰線交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田作木線	4.2	市木井原線交点～皆井田江津線交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田作木線	10.8	雪田和田線交点～甲田作木線交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田港線	1.2	浜田港湾臨港線交点～R9 交点
第2次	主要地方道	島根県	浜田美都線	32.4	全線
第2次	主要地方道	島根県	三隅美都線	1.1	R9 交点～三隅 57 号線交点
第2次	主要地方道	島根県	田所国府線	1.1	ヤマト運輸上府センター交点～R) 交点
第2次	主要地方道	島根県	田所国府線	0.6	桜江旭インター線交点～桜江旭インター線交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	9.1	長安野坂線交点～R186 交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	5.3	R186 交点～柚根旭線交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	0.1	坂本小国線交点～浜田八重可部線交点
第2次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	0.5	浜田八重可部線交点～旭 IC
第2次	一般県道	島根県	浜田停車場線	0.7	R9 交点～浜田停車場潰線交点
第2次	一般県道	島根県	浜田商港線	0.2	浜田港湾臨港道路交点～浜田 361 号交点
第2次	一般県道	島根県	浜田商港線	0.5	浜田港湾臨港線交点～浜田港福井臨港 1 号線
第2次	一般県道	島根県	浜田商港線	0.6	R9 交点～臨港 14 号線交点
第2次	一般県道	島根県	長安野坂線	4.1	全線
第2次	浜田市道	浜田市	三隅 57 号線	0.2	全線
第2次	浜田市道	浜田市	浜田 348 号線	0.2	R9 交点～浜田商港線交点
第2次	浜田市道	浜田市	下来原 66 号線	0.2	浜田八重可部線交点～今福有附線交点
第2次	浜田市道	浜田市	今福有福線	0.5	今福旧県道線交点～今福 57 号交点
第2次	浜田市道	浜田市	今福 57 号線	0.3	今福有福線交点～金城スマート IC
第2次	浜田市道	浜田市	今福 56 号線	0.2	今福有福線交点～金城スマート IC
第2次	浜田市道	浜田市	岡見 24 号線	1.4	益田種三隅線交点～中国電力三隅火力発電所
第2次	浜田市道	浜田市	浜田停車場線	0.3	浜田停車場線交点～浜田八重可部線交点

第2次	浜田市道	浜田市	浜田停車場線	0.2	浜田八重可部線交点～R186 交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田停車場長沢線	0.9	全線
第2次	浜田市道	浜田市	坂本小国線	2.6	全線
第2次	浜田市道	浜田市	柚根旭線	2.6	全線
第2次	浜田市道	浜田市	浜田 415 号	0.2	浜田漁港臨港道路交点～浜田 418 号線交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田 418 号	0.1	浜田 415 号線交点～サンマリン浜田
第2次	浜田市道	浜田市	浜田 281 号線	0.1	R9 交点～浜田県土整備事務所
第2次	浜田市道	浜田市	七条 44 号線	0.1	桜江金城線交点～金城支所
第2次	浜田市道	浜田市	今市 36 号線	0.1	浜田八重可部線交点～旭支所
第2次	浜田市道	浜田市	三隅 37 号線	0.1	三隅美都線交点～三隅支所
第2次	浜田市道	浜田市	今井迫長見線	0.2	R186 交点～浜田河川国道事務所
第2次	浜田市道	浜田市	浜田 397 号線	1.0	R9 浜田道交点～浜田 440 号線交点
第2次	浜田市道	浜田市	浜田 440 号線	0.3	石見交通欄～佐川急便浜田営業所
第2次	浜田市道	浜田市	今市 98 号線	0.2	弥栄旭インター線交点～消防旭出張所
第2次	浜田市道	浜田市	浜田 314 号線	0.1	R186 交点～NTT 中国島根事業部
第2次	その他	港湾空港課	浜田港福井臨港埠頭線	0.2	浜田港福井臨港 2 号線交点～浜田港福井臨港 3 号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港福井臨港 3 号線	0.3	浜田港福井臨港埠頭線交点～浜田漁港臨港道路交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港臨港 3 号線	0.1	浜田海上保安部～浜田港臨港 4 号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港臨港 8 号線	0.2	浜田港臨港 3 号線交点～浜田港臨港 16 号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港臨港 14 号線	0.1	浜田商港線交点～浜田臨港 18 号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港臨港 16 号線	0.1	浜田臨港 8 号線交点～浜田臨港 18 号線交点
第2次	その他	港湾空港課	浜田港臨港 18 号線	0.2	浜田臨港 16 号線交点～浜田臨港 14 号線交点
第2次	その他	漁港漁場整備課	浜田漁港臨港道路	1.6	浜田商港線交点～浜田港線交点
第2次	その他	漁港漁場整備課	浜田漁港臨港道路	0.3	浜田商港線交点～浜田 415 号線交点
第3次	主要地方道	島根県	弥栄旭インター線	0.1	安城 82 号線交点～長安野坂線交点
第3次	浜田市道	浜田市	旭停車場線	0.4	浜田八重可部線交点～旭公園陸上競技場外離着陸場
第3次	浜田市道	浜田市	浜田 438 号線	0.1	浜田 397 号線交点～トラック協会浜田
第3次	浜田市道	浜田市	浜田 95 号線	0.3	浜田停車場長沢線交点～中電(浜田)
第3次	浜田市道	浜田市	杜氏が峠五反田線	0.9	R9 交点～三隅中央公園多目的広場外離着陸場
第3次	浜田市道	浜田市	長田線	0.2	R186 交点～長田 2 号線交点
第3次	浜田市道	浜田市	長田 2 号線	0.5	長田線交点～長田 19 号線交点
第3次	浜田市道	浜田市	長田 19 号線	0.2	長田 2 号線交点～波佐山村広場外離着陸場
第3次	浜田市道	浜田市	安来 82 号線	0.1	弥栄旭インター線交点～弥栄運動広場外離着陸場

(2) 道路管理者及び連絡先

※島根県国民保護計画資料編より抜粋

道路種別	管理者		住所	電話
高速自動車国道	西日本高速道路㈱	千代田高速道路事務所	北広島町有田字明神 1177	0826-72-5331(代)
高速自動車国道(指)	国土交通省	浜田河川国道事務所	浜田市相生町 3973	0855-22-2480(代)
国道(指外) 主要地方道 一般県道	県土整備事務所	浜田県土整備事務所	浜田市片庭町 254	0855-29-5642
市町村道	浜田市	維持管理課	浜田市殿町 22	085525-9620
市町村道(隣接)	益田市	土木課	益田市常磐町 1-1	0856-31-0364
市町村道(隣接)	江津市	土木建設課	江津市江津町 1525	0855-52-7491
市町村道(隣接)	邑南町	建設課	邑智郡邑南町矢上 6000	0855-95-1120
市町村道(隣接)	広島県北広島町	建設課	北広島町有田 1234	050-5812-1860

(3) 旅客自動車一覧

【一般乗合】

※島根県国民保護計画資料編より抜粋

会社名	住所	電話	FAX	営業所	保有台数	定員※
石見交通(株) 浜田(営)	益田市幸町 2-63 浜田市治和町ハ 12	0856-22-1100 0855-27-2211	0856-24-0074 0855-27-4311	浜田	39	1,950
				本社	50	2,500
				大田	28	1,400

※50人/台として算出

【一般貸切】

※島根県国民保護計画資料編より抜粋

会社名	住所	電話	FAX	営業所	保有台数	定員※
石見交通(株) 浜田(営)	益田市幸町 2-63 浜田市治和町ハ 12	0856-22-1100 0855-27-2211	0856-24-0074 0855-27-4311	浜田	1	50
				本社	2	100
				大田	3	150

※50人/台として算出

(4) 県及び市が保有する車両（定員 11 人以上）一覧

【県】

※島根県国民保護計画資料編より抜粋

管理所属名	車両種別	保有数	定員	輸送人員
浜田養護学校	マイクロバス	2	29	58
浜田ろう学校	マイクロバス	1	20	20

【浜田市】

令和 5 年 4 月 1 日現在

管理所属名	車両種別	保有数	定員	輸送人員
行財政改革推進課	マイクロバス	1	29	29
	マイクロバス	1	14	14
学校教育課	マイクロバス	4	29	116
	バス	1	45	45
地域活動支援課	マイクロバス	2	29	58
	マイクロバス	1	26	26
観光交流課	マイクロバス	1	26	26
地域福祉課	マイクロバス	1	29	29
金城教育分室	マイクロバス	3	29	87
金城産業建設課	マイクロバス	2	29	58
旭防災自治課	バス	1	57	57
	マイクロバス	3	29	87
	マイクロバス	1	24	24
弥栄防災自治課	バス	1	42	42
	マイクロバス	2	29	58
	マイクロバス	1	25	25
	マイクロバス	1	15	15
	マイクロバス	1	13	13
三隅防災自治課	バス	2	34	68
	マイクロバス	10	29	290
	マイクロバス	1	12	12
合計		42	—	1,224

(5) 鉄道施設（路線）一覧

【鉄道施設（路線）】

路線名	始点駅	島根県内（下段浜田市内）		終点駅
		始点駅名	終点駅名	
JR 山陰本線	京都駅（京都市）	安来駅（安来市）	飯浦駅（益田市）	幡生駅（下関市）
		久代駅（久代町）	岡見駅（三隅町岡見）	

【管理者】

管理者名	住所	T E L	F A X
西日本旅客鉄道(株)米子支社	米子市弥生町 2	0859-32-0255	0859-32-8028
西日本旅客鉄道(株)浜田鉄道部	浜田市浅井町 802	0855-22-0388	0855-22-0990

(6) 鉄道車両一覧

【西日本旅客鉄道(株)米子支社】

※島根県国民保護計画資料編より抜粋

車両形成	保有数	定員/両	輸送可能人数（人）	備考
○特急電車				
【381 系】				
やくも基本編成				
4 両編成	6	200	1,200 *	※4 両 1 組（計 24 両）
4 両編成（パノラマ）	2	206	412 *	※4 両 1 組（計 8 両）
予備車				
クハ 381	7	50	350 *	
クモハ 381	1	54	54 *	
モハ 380	3	62	186 *	
モハ 380	7	58	406 *	
モハ 381	9	66	594 *	
クロ 381	2	32	64 *	
サハ 381	1	52	52 *	
【285 系】（寝台特急）				
7 両編成	3	150	450 *	※7 両 1 組（計 21 両）
○気動車				
【187 系】（特急）				
一次車	7	58	406 *	米子所属
一次車	7	60	420 *	米子所属
二次車	2	58	116 *	米子所属
二次車	2	60	120 *	米子所属
二次車	8	56	448 *	鳥取所属
【126 系】				
二次車	10	128	1,280	
二次車	10	134	1,340	
【121 系】	9	114	1,026	
【47 系】（観光列車）	1	59	59 *	※2 両 1 組
【47 系】（ワンマン）	54	139	7,506	
【40 系】（ワンマン）	4	124	496	
【120 系】（ワンマン）	22	110	2,420	
0 番台	5	100	500	
200 番台、300 番台	16	104	1,664	
計	176	2,124	19,149	*は座席定員

(7) 港湾（係留施設）一覧

※島根県国民保護計画資料編より抜粋

						対象船舶		その他留意事項	
港 格	港湾名	管 理	水深	施設名称	構造形式 延長	種 類	総トン数	背後用地 交通網へのアクセス等	駐車 台数*
重 要	浜田 (長浜)	県	-10	長浜ふ頭 1号岸壁	重力式 185.0	貨物	15,000	野積場…47,000 m ² 程度 木材等が常時積まれている。 アクセス…R9 への接続は近い。 その他…SOLAS 対象港湾で、物資 輸送の迅速対応は難しい。	2,350
			-7.5	長浜ふ頭 2号岸壁	セル式 130.0	貨物	5,000		
			-5	長浜ふ頭 3号岸壁	重力式 71.0	貨物	1,000		
			-5.5	長浜ふ頭 4号岸壁	重力式 90.0	貨物	2,000		
	浜田 (福井)		-7.5	福井ふ頭 1号岸壁	重力式 130.0	貨物	5,000	野積場…58,000 m ² 程度 木材等が常時積まれている。 アクセス…R9 への接続は近い。 その他…SOLAS 対象港湾で、物資 輸送の迅速対応は難しい。 福井ふ頭 4 号岸壁…耐震強化岸 壁	2,900
			-5.5	福井ふ頭 2号岸壁	重力式 90.0	貨物	2,000		
			-14	福井ふ頭 3号岸壁	重力式 240.0	貨物	50,000		
			-7.5	福井ふ頭 4号岸壁	重力式 170.0	貨物	5,000		
	三隅		-7.5	三隅港 -7.5m 岸壁	重力式 150.0	貨物	3,000	野積場…26,000 m ² 程度 アクセス…R9 への接続距離があ るが道路整備はされている。	1,300
			-5.5	三隅港 -5.5m 岸壁	セル式 100.0	貨物	3,000		

* 1 台当たり 20 m²で算出。野積場に物がいない場合の駐車可能台数

(8) 県管理漁港（係留施設一覧）

※島根県国民保護計画資料編より抜粋

種別	漁港名	管理	水深	施設名称	構造形式 延長	対象船舶		その他留意事項	
						種類	隻数	背後用地 交通網へのアクセス等	駐車 台数*
特定第3種	浜田 (原井)	県	-5.5	-5.5 岸壁	ケーソン式 230.0	漁船等 (200t)	4	アクセス…R9 から約 1.2km 背後地…駐車場用地 20,066 m ² 荷捌場、野積場用地 28,458 m ²	1,003
			-5.0	-5.0 原井 岸壁	上部方塊 式下部ケー ソン式 420.0	漁船等 (80t)	10		1,422
			-6.0	西沖-6.0 岸壁	ケーソン式 270.0	漁船等 (300t)	4		
			-6.5	西沖-6.5 岸壁	ケーソン式 300.0	漁船等 (500t)	3		
	浜田 (元浜)		-5.0	-5.0M 岸壁	方塊式 100.0	漁船等 (80t)	2	アクセス…R9 から約 1.5km 背後地…野積場用地等 15,522 m ²	776
	浜田 (瀬戸ヶ島)		-5.0	瀬戸ヶ島 -5.0 岸壁	直消式 150.0	漁船等 (80t)	3	アクセス…R9 から約 2.5km 背後地…造成済約 50,000 m ²	1,980

* 1 台当たり 20 m²で算出。野積場に物がいない場合の駐車可能台数

(9) 船舶一覧

【県】

船舶名	管理所属名	所在地	定員	全長	総トン数	航海速力	用途	備考
せいふう	農林水産部水産課	松江市殿町 1	20	36.70	126.0	35.	漁業取締船	
神海丸	教育庁学校企画課	松江市殿町 1	93	68.02	699.0	13.5	水産練習船	
島根丸	水産技術センター	浜田市瀬戸が島町 1	17	39.25	142.0	12.5	漁業試験船	

(10) 災害用臨時ヘリポート一覧

名称	所在地	責任者	連絡先	
下府コミュニティ防災センター	浜田市下府町横路 785	浜田市	防災安全課	25-9122
浜田市陸上競技場	浜田市黒川町 3739	浜田市	教育委員会	25-9700
島根県立大学グラウンド	浜田市野原町 1570-4	島根県立大学	島根県立大学	24-2200
金城中学校	金城町下来原 1402-6	浜田市	金城中学校	42-0044
波佐山村広場	金城町長田口 192-4	浜田市	金城支所産業課	42-1233
旭公園陸上競技場	旭町今市 990-1	浜田市	旭支所建設課	45-1437
弥栄運動広場	弥栄町長安本郷 234	浜田市	教育委員会弥栄分室	48-2121
三隅中央公園市民陸上競技場	三隅町古市場 595	浜田市	アクア三隅	32-0080
三隅中央公園多目的広場	三隅町古市場 524	浜田市	アクア三隅	32-0080

5 救援

(1) 避難施設

【避難施設一覧】（国民保護法関係）

《浜田市長》

地域	整理 番号	施設名称	所在地
浜田	1	浜田総合福祉センター	野原町 859 番地 1
浜田	2	石見まちづくりセンター	黒川町 131 番地 2
浜田	3	石見まちづくりセンター細谷分館	三階町 2130 番地 1
浜田	4	石見まちづくりセンター長見分館	長見町 956 番地 2
浜田	5	石見まちづくりセンター後野分館	後野町 779 番地 2
浜田	6	石見まちづくりセンター佐野分館	佐野町イ 337 番地 1
浜田	7	石見まちづくりセンター宇津井分館	宇津井町 529 番地
浜田	8	国府まちづくりセンター	国分町 1981 番地 136
浜田	9	国府まちづくりセンター宇野分館	宇野町 281 番地 3
浜田	10	国府まちづくりセンター有福分館	下有福町 20 番地 1
浜田	11	長浜まちづくりセンター	熱田町 1441 番地 18
浜田	12	美川まちづくりセンター	内村町 592 番地 1
浜田	13	周布まちづくりセンター	周布町イ 374 番地
浜田	14	大麻まちづくりセンター	西村町 1038 番地 8
金城	15	久佐まちづくりセンター（くざ会館）	金城町久佐イ 575 番地 7
金城	16	波佐山村広場	金城町長田口 192 番地 4
金城	17	美又まちづくりセンター（美又会館）	金城町追原 176 番地
金城	18	今福まちづくりセンター（ふれあい会館）	金城町今福 105 番地 2
金城	19	雲城まちづくりセンター（みどりかいかん）	金城町下来原 171 番地
金城	20	波佐まちづくりセンター（ときわ会館）	金城町波佐イ 441 番地 1
金城	21	小国まちづくりセンター（おぐに会館）	金城町小国イ 160 番地 1
旭	22	今市児童クラブ ※R6 年解体予定	旭町今市 615 番地
旭	23	旧旭山村開発センター（旭センター）跡地	旭町今市 633 番地 1
旭	24	坂本構造改善センター	旭町坂本イ 7 番地 1
旭	25	丸原センター	旭町丸原 910 番地 1
旭	26	木田まちづくりセンター	旭町木田 219 番地 13
旭	27	和田生活改善センター	旭町和田 444 番地
旭	28	和田まちづくりセンター	旭町和田 1284 番地
旭	29	重富生活改善センター	旭町重富 235 番地 1
旭	30	本郷生活改善センター	旭町本郷 801 番地
旭	31	都川まちづくりセンター	旭町都川 889 番地
旭	32	市木まちづくりセンター	旭町市木 2919 番地 2
旭	33	天狗石農村交流研修センター	旭町市木 2560 番地 1
旭	34	市木ふれあい広場体育館（旧市木小）	旭町市木 3903 番地
旭	35	あさひ荘	旭町木田 954 番地 3
旭	36	旭公園	旭町今市 990 番地 1
旭	37	あさひインター公園	旭町丸原 155 番地 24
旭	38	あさひ温泉公園	旭町木田 983 番地 2
旭	39	旧八戸川農村公園跡地	旭町本郷 1269 番地 4
旭	40	都川交流促進施設	旭町都川 920 番地
旭	41	天狗石農村公園	旭町市木 2560 番地 1
弥栄	42	安城まちづくりセンター（弥栄会館）	弥栄町長安本郷 544 番地 1
弥栄	43	杵束まちづくりセンター	弥栄町木都賀イ 526 番地 4

三隅	44	岡見スポーツセンター	三隅町岡見 4603 番地
三隅	45	岡見まちづくりセンター	三隅町岡見 516 番地
三隅	46	三保まちづくりセンター	三隅町湊浦 120 番地
三隅	47	白砂まちづくりセンター	三隅町折居 883 番地
三隅	48	三隅まちづくりセンター	三隅町向野田 581 番地
三隅	49	黒沢まちづくりセンター	三隅町下古和 1518 番地
三隅	50	井野まちづくりセンター	三隅町井野へ 1816 番地 2
三隅	51	須津防災多目的広場	三隅町岡見 5100 番地 5
三隅	52	三隅中央会館	三隅町古市場 589 番地
三隅	53	アクアみすみ	三隅町古市場 589 番地
三隅	54	福浦防災広場	三隅町西河内
三隅	55	田の浦公園オートキャンプ場	三隅町西河内 1315 番地
三隅	56	三隅中央公園	三隅町古市場 589 番地
三隅	57	三隅支所	三隅町三隅 1434 番地
三隅	58	みのり会館	三隅町井野へ 1198 番地 1
浜田	59	かさがら地下道(浜田バイパス西口)	笠柄町
浜田	60	道の駅ゆうひパーク浜田	原井町 1203 番地 1
三隅	61	道の駅ゆうひパーク三隅	三隅町折居 220 番地 1

《浜田市教育委員会》

地域	整理 番号	施設名称	所在地
浜田	1	浜田市健康増進センター	松原町 277 番地 6
浜田	2	原井小学校	港町 208 番地
浜田	3	松原小学校	浅井町 1415 番地 2
浜田	4	第一中学校	黒川町 3745 番地
浜田	5	石見小学校	黒川町 3738 番地 4
浜田	6	三階小学校	竹迫町 2396 番地 2
浜田	7	第二中学校	原井町 963 番地 15
浜田	8	雲雀丘小学校	原井町 1045 番地
浜田	9	長浜小学校	長浜町 1 番地
浜田	10	周布小学校	周布町イ 63 番地 3
浜田	11	第三中学校	日脚町 572 番地
浜田	12	第四中学校	内田町 1053 番地
浜田	13	美川小学校	内田町 1020 番地
浜田	14	浜田東中学校	下府町 699 番地
浜田	15	国府小学校	国分町 2164 番地 81
浜田	16	浜田市文化財倉庫 ※屋外のみ使用可	下有福町 436 番地
金城	17	金城中学校	金城町下来原 1402 番地 6
金城	18	今福小学校	金城町今福 1425 番地 5
金城	19	雲城小学校	金城町下来原 1541 番地 5
金城	20	波佐小学校	金城町波佐イ 558 番地 2
金城	21	浜田市金城総合運動公園	金城町七条イ 982 番地
金城	22	今福スポーツ広場	金城町今福 1469 番地 2
旭	23	市民体育館	旭町今市 1007 番地 4
旭	24	旭小学校体育館	旭町丸原 1517 番地 4
旭	25	木田暮らしの学校	旭町木田 485 番地
旭	26	旧都川小学校体育館	旭町都川 896 番地
旭	27	旭中学校体育館	旭町今市 1354 番地

弥栄	28	弥栄小学校	弥栄町長安本郷 325 番地 1
弥栄	29	弥栄中学校	弥栄町木都賀イ 2735 番地
三隅	30	岡見小学校	三隅町岡見 4743 番地
三隅	31	三隅B & G海洋センター	三隅町西河内 1240 番地 1
三隅	32	三隅小学校	三隅町古市場 450 番地
三隅	33	三隅中学校	三隅町古市場 1991 番地

《島根県の施設》

地域	整理 番号	施設名称	所在地
浜田	1	島根県立浜田高等学校	黒川町 3749 番地
浜田	2	島根県立浜田商業高等学校	熱田町 675 番地
浜田	3	島根県立浜田水産高等学校	瀬戸ヶ島町 25 番地 3
浜田	4	島根県立浜田ろう学校	国分町 342 番地 2
浜田	5	島根県立浜田養護学校	国分町 342 番地 4
浜田	6	公立大学法人島根県立大学体育館	野原町 2433 番地 2
浜田	7	島根県立西部総合福祉センター (いわみーる)	野原町 1826 番地 1
浜田	8	島根県立体育施設（県立石見武道館）	黒川町 3735 番地
浜田	9	島根県立島根県立体育施設（県立体育館）	黒川町 3735 番地
浜田	10	島根県立都市公園（石見海浜公園）	久代町 1117 番地 2

【収容施設として活用できる土地（仮設テント等の張場、応急仮設住宅の建設適地）】

※島根県国民保護計画資料編より抜粋

所在地	面積 (㎡)	現況		所有者 管理者	大型 車両	インフラ整備			備考
		用途	形状等			水道	下水道	電気	
浜田市黒川町 3739	9,466	運動公園	更地	市	可	○	×	○	東公園ふれあい広場
金城町七条イ 982	3,120	運動公園	アスファルト舗装	市	可	○	×	○	金城総合運動公園最下段駐車場
旭町今市 990-1	4,000	運動公園	更地	市	可	○	○	○	旭公園多目的広場
弥栄町長安本郷 222-1	8,600	運動公園	更地	市	可	○	×	○	弥栄運動広場
三隅町古市場 589	9,200	運動公園	更地	市	可	○	○	○	三隅中央公園多目的広場

※ 面積 1200 ㎡（応急仮設住宅 1 戸 30 ㎡当りの所要面積を 60 ㎡とし、20 戸分）以上の市町村又は公社等関係団体の所有又は管理する土地を掲載。

※ 形状はアスファルト舗装、コンクリート舗装、砂利舗装、更地（土砂を転圧したもの）。

※ インフラの整備状況は、その土地に現状でそれぞれ整備されていない場合でも、近隣に幹線導管、幹線電線等があり、容易に設備できるものを○、できないものは×としている。

※ 自衛隊の野外手術システム（大型車両 4 両）の設置には、1600 ㎡以上の更地又は草地（アスファルト可）が必要。なお、給水、排水施設があるとなお良い。

(2) 備蓄物資

品目		備蓄 総数		地区別備蓄数				
				浜田	金城	旭	弥栄	三隅
飲料 水・ 食料	水（500ml）	9,024	本	3,456	1,392	1,392	1,392	1,392
	水（2L）	1,200	本	600	150	150	150	150
	レトルトご飯（五目・カレー・鯛飯等）	6,125	食	3,325	700	700	700	700
	パン	3,600	食	1,872	432	432	432	432
	お粥（玄米粥）	1,000	食	600	100	100	100	100
	お粥（白米）	2,250	食	1,090	290	290	290	290
	離乳食（ハイハイ）	240	袋	240				
	粉ミルク	96	食	96				
	液体ミルク	92	食	92				
生活 必 需 品 等	毛布	2,186	枚	1,019	294	299	274	300
	紙おむつ（子ども用各種サイズ）	53	袋	53				
	紙おむつ（大人用各種サイズ）	232	袋	88	36	36	36	36
	生理用品	384	袋	192	48	48	48	48
	トイレットペーパー	1,200	ロール	432	192	192	192	192
	携帯トイレ	13,500	個	6,300	1,800	1,800	1,800	1,800
	ウェットタオル	3,100	袋	1,500	400	400	400	400
	使い捨て哺乳瓶（250ml chu-bo）	480	本	480				
	圧縮タオル	1,645	枚	600	285	320	140	300
	ラップ（30cm×20m）	194		194				
	手指消毒用アルコール	230	ℓ	70	40	40	40	40
	サージカルマスク（大人用）	59,300	枚	43,300	4,000	4,000	4,000	4,000
	サージカルマスク（学童用）	8,000	枚	8,000				
	フェイスシールド	316	枚	40	20	16	16	224
	感染防護衣（各種サイズ）	50	セット	50				
	非接触体温計	101	台	52	17	10	6	16
	使い捨て手袋	23,400	枚	9,000	4,000	3,000	2,400	5,000
防災 資 機 材	ペーパータオル（100/袋）	256	袋	100	50	40	16	50
	更衣室・授乳室用テント（PB-1.8G）	41	張	19	6	6	4	6
	投光器（LED 三脚セット）	69	台	32	8	12	4	13
	投光器（ハロゲン 1・2 灯式三脚使用）	18	台	18				
	間仕切り（ワンタッチパーテーション）	360	張	316	20	8	8	8
	間仕切り（4 部屋セット）	60	セット	20	12	8	6	14
	段ボール（10 枚/組）	324	組	108	54	54	54	54
	エアークッション（W1200×42m）	80	ロール	28	13	13	13	13
	緊急畳（900m×10m 巻き、5 畳分）	36	本	12	6	6	6	6
	使い捨て食器類（100 人分/組）	8	組	8				
	ブルーシート（3.6×5.4m）	220	枚	100	30	30	30	30
	コードリール（全天候型）	66	個	26	12	11	4	13

	発電機（ガソリン 2.8kVA）	6	台	2	1	1	1	1
	発電機（ガソリン 0.9kVA）	56	台	25	10	7	3	11
	発電機（ガスボンベ）	11	台	11				
	給電器（Power Exporter 9000）	2	台	1		1		
	保存用ガソリン（1L/缶）	160	缶	54	38	24	16	28
	カセットコンロ	60	台	20	12	11	4	13
	カセットボンベ	1,128	本	1,008	36	33	12	39
	やかん（5L）	60	個	20	12	11	4	13
	段ボールベッド	15	箱	11	1	1	1	1
	簡易ベッド（FD コット）	70	台	30	10	10	10	10
	要配慮者用トイレ（WT-4GV）	4	セット	2		2		
	石油ストーブ	40	台	17	7	6	3	7
	大型扇風機	52	台	28	8	4	4	8
	ガス発電機（0.9kVA:R5 浜田ガス寄附）	1	台	1				
	同上用ガスボンベ（5KG:同社寄附）	1	本	1				
その他	ポリタンク	70	個	30	10	10	10	10
	トイレ用パーソナルテント	15	張	3	3	3	3	3
	連絡ボード	20	基	5	0	5	5	5
	LED 強カライト（エボルタ付き）	35	個	16	6	5	2	6
	福祉避難所用スターターBOX	1	セット					
	土のう用袋	1,400	枚	600	200	200	200	200
	折りたたみかご台車（RC-3C）	85	台	49	11	7	8	10
	カセットガスストーブ（CB-STV-1）	25	台	5	5	5	5	5
	カセットガス式ランタン（CB-JRL-2）	44	台	5	15	9	10	5
	折りたたみ式リヤカー	6	台	2	1	1	1	1
	ゴミ箱（足踏みペダル式）	58	個	20	10	8	8	12
	バケツ	51	個	20	15	8	8	0

(3) 医療関係

【病院】

※島根県国民保護計画資料編抜粋（医療政策課平成31年4月1日現在）

	施設名称	所在地	電話番号	許可病床数					
				精神	結核	感染症	療養	一般	合計
浜田保健所管内	社会医療法人清和会西川病院	浜田市港町293-2	22-2390	402					402
	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市浅井町777-12	25-0505			4		361	365
	医療法人慈誠会山根病院	浜田市熱田町1517-1	26-0688				55		55
	医療法人慈誠会山根病院三隅分院	三隅町岡見290-1	32-4343				60		60
	社会福祉法人恩賜財団島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1016-37	54-0101				128	152	280
	西部島根医療福祉センター	江津市渡津町1926	52-2442				56	56	112
	6病院			402	0	4	299	569	1,274

【臨時の医療施設として想定される場所（県指定）】 ※島根県国民保護計画資料編より抜粋

施設名	所在地	面積	構造等	所有者等	大型車両	施設の設備内容					電話	備考
						部屋数	浴室	調理施設	防災無線	駐車場		
県立石見武道館	黒川町3735	1,050	RC構造2階	県	可	4	○	○		182	23-7170	
県立体育館	黒川町3735	2,185	RC構造3階	県	可	8	○	×		182	23-1203	
アクアみすみ	三隅町古市場589	600	RC構造2階	市	可	4	○	○		150	32-0080	
金城町総合体育館（ふれあいジムかなぎ）	金城町七条イ982	2,730	RC構造2階	市	可	4	○	×		174	42-1238	
旭公園市民体育館	旭町今市1007-4	1,140	RC構造1	市	可	3	×	×		31	45-1440	旭支所隣接駐車場多数

※ 指定の基準は特にないが、有事の際に医療施設と使用する候補施設。

※ 大型車両が進入でき、トイレ、入浴施設（シャワー）、調理施設等の設備がある施設が良い。

※ 当然、ここにはない施設も使用する可能性はある。

(4) 公営墓地

令和5年9月1日現在

名称	住所	所管部署	電話	FAX	区画数	空き区画
黒川霊苑	浜田市黒川町 4201	浜田市 環境課	25-9430	22-9100	18	1
日脚霊苑	浜田市日脚町 142-4				不明	不明
美川霊苑	浜田市内田町 1378				13	0
津摩共同墓地	浜田市津摩町 847				51	2
日脚第一共同墓地	浜田市日脚町 1405				325	21
日脚第二共同墓地	浜田市日脚町 948				不明	不明
櫛田原共同墓地	浜田市櫛田原 551-内 1				138	7
下府上の浜共同墓地	浜田市下府町 2083				85	14
下府中の浜共同墓地	浜田市下府町 2076-1				不明	不明
下府下の浜共同墓地	浜田市下府町 1520-1				707	4
唐鐘第一共同墓地	浜田市国分町 1981-4				193	3
唐鐘第二共同墓地	浜田市国分町 2203-1				6	0
久代共同墓地	浜田市久代町 1642				50	0
上府三重共同墓地	浜田市上府町イ 2487-6				不明	不明
上府荒相共同墓地	浜田市上府町ロ 967-2				632	11
浜田市竹迫霊園	浜田市竹迫町 2731-2				137	3
浜田市笠柄霊園	浜田市笠柄町 147				152	45
浜田市三隅霊園	三隅町西河内 1954					

(5) 公営納骨堂

令和5年9月1日現在

名称	住所	所管部署	電話	FAX	区画数	空き区画
日脚納骨堂	浜田市日脚町 1405	地域福祉課	25-9300	22-9733	不明	不明

(6) 火葬場の能力

※島根県国民保護計画資料編より抜粋

名称	所在地	運営	電話	FAX	炉数	炉形式	燃料	※
浜田市火葬場	浜田市港町 80-1	浜田市	22-1127	22-1127	3	台車式	灯油	6
浜田市旭火葬場	旭町今市 492-1	浜田市	45-0113		1	台車式	灯油	2
浜田市弥栄火葬場	弥栄町木都賀 イ 2496-19	浜田市	48-2561	48-2131	1	台車式	灯油	2
浜田市三隅火葬場	三隅町西河内 1956	浜田市	32-2871	32-2871	2	台車式	灯油	4

※ 1日可能火葬数

6 災害時の協定一覧

番号	締結日	締 結 内 容	締 結 先
1	H 8. 2. 1	災害時の相互応援	県内市町村
2	H17. 6. 2	災害関連情報緊急放送	石見ケーブルビジョン（株）
3	H19. 2. 19	飲料水支援	（株）ケイ・エフ・ジー
4	H19. 2. 19	飲料水支援	コカ・コーラウエストジャパン（株）
5	H19. 2. 19	生活必需品支援	（株）ジュンテンドー
6	H19. 2. 19	生活必需品支援	（株）ナフコ浜田店
7	H19. 3. 15	消防相互応援	北広島町
8	H20. 3. 24	避難所指定	西日本電信電話（株）島根支店
9	H20. 3. 24	避難所指定	島根県歯科医師会
10	H20. 9. 25	緊急・救援輸送支援	（公社）島根県トラック協会浜田支部
11	H21. 8. 19	災害時の相互応援	益田市・長門市・萩市
12	H22. 2. 12	電気設備等の復旧支援	島根県電気工事工業組合浜田支部
13	H23. 7. 1	災害時の情報交換	国土交通省中国地方整備局
14	H24. 3. 16	災害時の相互応援	茨城県鉾田市
15	H24. 5. 22	防災対策協力	松江地方気象台
16	H24. 10. 2	災害時の相互応援	山陰都市連携協議会
17	H26. 2. 6	生活必需品支援	生活協同組合しまね
18	H26. 3. 6	緊急用LPガスの調達支援	（一社）島根県LPガス協会、同浜田支部
19	H26. 3. 13	特設公衆電話の設置・利用	西日本電信電話（株）島根支店
20	H26. 10. 31	災害時の緊急車両等への給油	島根石油（株）
21	H26. 10. 31	災害時の緊急用石油製品の調達	（株）浜田昭石、島根石油（株）
22	H27. 5. 22	水難事故時の救助活動	（特非）浜田ライフセービングクラブ
23	H27. 7. 21	災害時における優先的な給水	（独）国立病院機構浜田医療センター
24	H27. 8. 10	生活関連物資支援	（株）ポプラ
25	H27. 10. 26	災害時の福祉専門職の派遣協力等	島根県社会福祉協議会、島根県
26	H28. 1. 29	災害発生時における段ボール製品の調達	セツカートン（株）
27	H28. 8. 18	災害に係る情報発信等	ヤフー（株）
28	H28. 10. 1	ダム放流警報施設情報伝達 （大長見・御部・第二浜田ダム）	島根県浜田県土整備事務所
29	H28. 11. 14	下水道管路施設の復旧支援	（公社）日本下水道管路管理業協会
30	H29. 3. 10	災害発生時における浜田市と郵便局の協力	浜田市内の全郵便局
31	H29. 3. 29	下水道施設の復旧支援	日本下水道事業団
32	H30. 3. 28	災害時における地図製品等の供給	（株）ゼンリン
33	H30. 11. 1	災害時の相互応援	北広島町

34	R 2. 1. 30	災害時における情報発信及び防災啓発	(株) エフエム山陰、(株) 山陰放送
35	R 2. 2. 4	災害時における道の駅施設利用	国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所
36	R 2. 5. 18	停電に関する連絡・協力体制	中国電力ネットワーク (株) 浜田営業所
37	R 2. 9. 28	災害時における資機材レンタル	(株) ライト
38	R 2. 9. 28	災害時におけるドローンによる協力	(株) ライト
39	R 2. 9. 28	災害時におけるバスによる緊急輸送等	(有) ぜん
40	R 2. 9. 28	災害時におけるバスによる緊急輸送等	(有) 浜田交通
41	R 2. 9. 28	災害時における救援物資(食料品等)の供給	(株) 油屋
42	R 2. 9. 28	災害時における救援物資(食料品等)の供給	(株) 吉寅商店
43	R 3. 2. 16	災害時における物資供給	NPO 法人 コメリ災害対策センター
44	R 3. 11. 24	災害時における介護資機材等のレンタル	(株) 岩多屋
45	R 3. 12. 20	災害時における宿泊施設の提供等	ワシントンホテル(株)ワシントンホテル [®] ラグ 事業部
46	R 4. 1. 20	災害時における資機材のレンタル	(株) ナガワ
47	R 4. 8. 25	災害時における車両の提供等	(株) ホンダクリオ島根
48	R 4. 8. 25	災害時における支援協力	(株) イズミ
49	R 4. 11. 4	災害時における支援物資の受入及び配送等	佐川急便(株)
50	R 4. 11. 21	災害時における支援物資の受入及び配送等	山陰福山通運(株)
51	R 5. 3. 3	災害時における施設等の提供	浜田ガス(株)
52	R 5. 9. 29	災害時の車両からの電力供給の協力	島根トヨペット株式会社
53	R 5. 11. 6	防災食の寄贈	ダイドードリンコ株式会社
54	R 6. 2. 15	災害時等における宿泊施設の提供等	浜田旅館組合
55	R 6. 2. 15	災害時等における宿泊施設の提供等	浜田駅前ホテル連絡協議会
56	R 6. 2. 15	災害時応急対応資機材レンタル等協力	株式会社アクティオ
57	R 6. 2. 15	災害時応急対応資機材レンタル等協力	株式会社原商

○浜田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 24 日条例第 8 号

浜田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、浜田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(その他)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、浜田市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

浜田市危機管理対策本部設置要綱

(目的)

第1条 テロ事件の発生等、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害以外の事案に、迅速かつ的確に対処するために、浜田市危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(対象事案等)

第2条 前条に規定する事案は、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事態であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) それぞれの部局に属さないもの。
 - (2) 複数の部局に波及するもの。
 - (3) 全庁的に迅速な対応が求められるもの。
- 2 前項の規定により、対策本部で対処する事案及び対策本部の設置基準は、別表第1のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 対策本部の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 情報の共有化に関すること。
 - (2) 対応部局の確定に関すること。
 - (3) 関連機関の確認に関すること。
 - (4) 対応部局等の役割分担と連携等に関すること。
 - (5) その他、事案対処に関して必要な事項に関すること。
- 2 対策本部は、事案の必要に応じて、関連機関から職員派遣を要請し又は総務部防災安全課職員を関連機関へ派遣する。

(組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充て、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 本部員は、別表第2上欄に掲げる参集レベルに応じて参集する。
- 5 前項の参集レベルは、同表下欄の参集基準に基づき総務部長が副市長と協議して決定する。

(現地対策本部)

第5条 金城支所、旭支所、弥栄支所及び三隅支所に現地対策本部を設置する。

- 2 現地対策本部の所掌事務は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 各支所管内での事案の情報収集に関すること。
 - (2) 本庁への事案の報告に関すること。
 - (3) 情報の共有化に関すること。
 - (4) 対応所属の確定に関すること。
 - (5) 関連機関の確認に関すること。
 - (6) 対応所属等の役割分担と連携等に関すること。
 - (7) その他、事案対処に関して必要な事項に関すること。
- 3 現地対策本部は、現地本部長、現地副本部長及び現地本部員をもって組織する。
- 4 現地本部長は、支所長をもって充てる。
- 5 現地副本部長は、支所防災自治課長をもって充て、現地本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 現地対策本部は、当該支所管内において、別表第1に掲げる事案が発生した際に、支

所長が総務部長と協議して設置する。

(本部会議)

第6条 対策本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、前条第1項に規定する者以外の者の出席を求めることができる。

4 本部会議の庶務は、市長公室が行う。

(支所対策会議)

第7条 支所対策本部に支所対策会議を置く。

2 支所対策会議は、支所本部長が招集し、これを主宰する。

3 支所対策会議は、支所管内での事案に対応し、本部会議での決定事項を伝達し、その他必要事項を協議する。

4 支所本部長は、必要があると認めるときは、第5条第3項に規定する者以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

事 案	対策本部の設置基準
武力攻撃事態・緊急対処事態等	県外で武力攻撃等とみられる事態が発生し市民が被害を受けた場合又は県内(浜田市内を含む。以下同じ。)で武力攻撃等とみられる事態が発生した場合（事態認定前） 県外で武力攻撃災害が発生し市民が被害を受けた場合又は県内で武力攻撃災害が発生した場合（市国民保護対策本部設置の通知がない場合）
バスジャック事件	市内で発生した場合 市外（含国外）で発生し、多数の市民が遭遇した場合
ハイジャック事件	
シージャック事件	
大規模騒乱、暴動、パニック	自衛隊法第81条による知事の要請が考えられる場合 国において、自衛隊法第78条による治安出動があった場合
周辺事態安全確保法関連	国から協力依頼があった場合
重大緊急事態(強行着陸＝亡命)	市内で発生した場合
悪性感染症	多数の発症者及び死者が発生する恐れがある場合 市内で高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染事例が発生した場合 市内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合
大量食中毒（含薬物）	
多数負傷者の発生	市主催のイベント又はバス事故等で多数の負傷者が発生した場合
大量難民（不法侵入）	市内で発生した場合
不審船、領海侵犯	死者の発生など、重大な人的・物的被害が生じる恐れがある場合
その他	その都度協議し、設置する

別表第2（第4条関係）

	体制前	レベル1	レベル2	レベル3
体制名	情報収集体制	第1対策体制	第2対策体制	危機管理対策本部
参集体制	本庁防災安全課担当	総務部長	副市長	市長
	関係支所防災自治課担当	防災安全課長	総務部長	副市長
	本庁・支所関係課	市長公室長	防災安全課長	教育長
		関係支所長	市長公室長	総務部長
		消防長	関係支所長	地域政策部長
			消防長	健康福祉部長
			関係部長	市民生活部長
			関係課長	産業経済部長
				都市建設部長
				上下水道部長
				教育部長
				支所長
				議会事務局長
				消防長
				広域行政組合事務局長
参集基準	県内外・国外において別表第1の事案が発生し、全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	島根県において、危機管理対策本部又は危機管理連絡会が設置され市として対応が必要な場合	市内において別表第1の事案が発生し（武力攻撃等除く。）危機管理対策本部設置までに至らない場合	市内において別表第1の事案が発生しレベル2では対応できない場合又は全ての部において対応する場合

○浜田市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 24 日
条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、浜田市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、40 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

(その他)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成 25 年 10 月 1 日内閣府告示第 229 号)

最終改正：平成 30 年 3 月 30 日内閣府告示第 52 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 10 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 75 条第 1 項各号及び令第 9 条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から 第 13 条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市においては、その長）は、第 1 項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第 2 条 法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難所

- ア 避難住民（法第 52 条第 3 項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。
- イ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ウ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり 320 円（冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

エ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次ぎに掲げるところによること。

(ア)一戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを標準とし、その設置のための費用は 269 万 7,000 円以内とすること。

(イ)長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり 320 円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。

オ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

カ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

キ 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

ク 法第 89 条第 3 項の規定により準用される建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 1 項本文、第 3 項及び第 4 項並びに景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 77 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに法第 131 条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成 8 年法律第 85 号)第 2 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、長期避難住宅について適応があるものとする。

(2) 応急仮設住宅

ア 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

イ 一戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、269 万 7,000 円以内とすること。

ウ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第 3 条 法第 75 条第 1 項第 2 号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第 54 条第 2 項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

イ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり 1,140 円以内とすること。

(2) 飲料水の供給

ア 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

(2) 被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う こと。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯 の額	2人世帯 の額	3人世帯 の額	4人世帯 の額	5人世帯 の額	世帯員数が6人の以上一人 を増すごとに加算する額
夏季	18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	7,800円
冬季	30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	12,100円

(4) 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 医療の提供

ア 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

イ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ウ 次の範囲内において行うこと。

（ア）診療

（イ）薬剤又は治療材料の支給

（ウ）処置、手術その他の治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看護

エ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健

康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

(2) 助産

ア 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

イ 次の範囲内において行うこと。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

(2) 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

(2) 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つば及び骨箱

(3) 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人21万1,300円以内、小人16万8,900円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

(2) 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

(3) 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- (1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- (2) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり 58 万 4,000 円以内とすること。

(学用品の給与)

第 10 条 法第 75 条第 1 項第 8 号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- (1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- (2) 被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。
 - ア 教科書代
 - (ア) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (イ) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - イ 文房具費及び通学用品費
 - (ア) 小学校児童 一人当たり 4,400 円
 - (イ) 中学校生徒 一人当たり 4,700 円
 - (ウ) 高等学校等生徒 一人当たり 5,100 円
- (4) 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第 11 条 法第 75 条第 1 項第 8 号の規定に基づく令第 9 条第 3 号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- (1) 死体の搜索
 - ア 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。
 - イ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
- (2) 死体の処理

ア 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

イ 次の範囲内において行うこと。

（ア）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

（イ）死体の一時保存

（ウ）検案

ウ 検案は、原則として救護班において行うこと。

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（ア）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり 3,400 円以内とすること。

（イ）死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり 5,300 円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

（ウ）救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第 12 条 法第 75 条第 1 項第 8 号の規定に基づく令第 9 条第 4 号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり 13 万 5,400 円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第 13 条 法第 75 条第 1 項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

(1) 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

ア 飲料水の供給

イ 医療の提供及び助産

ウ 被災者の搜索及び救出

エ 死体の搜索及び処理

オ 救済用物資の整理配分

(2) 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること

平成 17 年総務省令第 44 号

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 25 条第 2 項及び第 26 条第 4 項（これらの規定を同令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 94 条第 1 項及び第 2 項（法第 183 条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第 2 号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第 2 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 25 条第 2 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第 94 条第 1 項及び第 2 項（法第 183 条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第 3 号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第 3 条 法第 95 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第 26 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第 95 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月31日総務省令第50号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年9月16日総務省令第76号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

（経過措置）

第2条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

(1)及び(2) 略

(3) 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

様式第 1 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出 生 の 年 月 日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住 所（郵 便 番 号 を 含 む）。	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負 傷（疾 病）の 該 当	負 傷 非該当
⑨ 負 傷 又 は 疾 病 の 状 況	
⑩ 現 在 の 居 所	
⑪ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する 予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を 回答する予定で すが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以 外の者からの照会に 対する回答又は公表することについて、同 意するかどうか ○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出 生 の 年 月 日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住 所（郵便番号を含む）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外 の者からの照会 に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注 1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注 5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照會書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住所 (居所) _____		
氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 95 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (〇を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人 (友人、職場関係者及び近隣住民) であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
その他個人を識別するための情報		
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- | | |
|----|---|
| 備考 | 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。 |
| | 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。 |
| | 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。 |
| | 4 ※印の欄には記入しないでください。 |

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
浜 田 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

- (1) 発生日時 年 月 日 時 分
(2) 発生場所 浜田市 町 番地（北緯 度 東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

浜田市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、浜田市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

（交付の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- （1）市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- （2）消防団長及び消防団員
- （3）市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （4）市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（交付の手続）

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標

章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付）

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

（保管）

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

（濫用の禁止）

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

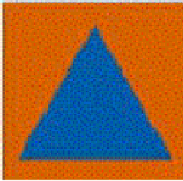
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 浜田市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務部防災安全課が行うものとする。

附 則

この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：浜田市1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）
表面

	浜 田 市 長 Mayor of Hamada City	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 For civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
ここに明書に所持者1、宛先が添付されている。1949年8月12日のジュネーブの諸条約、国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts/Protocol I in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____		
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期限の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	顔髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information _____ _____		
血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 Photo of holder		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

日本工業規格 A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル）

別記様式 1 (第 4 条関係)

交 付
特殊標章等に係る 申請書
使用許可

年 月 日

浜田市長 殿

私は、国民保護法第 158 条の規定に基づき、特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日 (西暦) _____ 年 ____ 月 ____ 日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ 電話番号： _____ E-mail : _____	
写 真 縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)	
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： _____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (Rh 因子 _____)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄) 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____

別記様式 2 (第 4 条関係)

特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳

[illegible]

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
浜田市長 殿	
申 請 者 住所 氏名	(電話) 印
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格Aとする。
2 ※印欄は記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
浜田市長 殿	
申 請 者 住所 氏名	(電話) 印
1 旧身分証明書番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印欄は記入しないこと。

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁 長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日 付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第 1 報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第 1 報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、「ア 火災等即報」、「イ 救急・救助事故等即報」を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種

通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
 - イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
 - (例示)
 - ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - (ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)
 - ウ 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
 - (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
 - (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
 - エ 原子力災害等
 - (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長に あったもの
 - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
 - オ その他特定の事故
 - 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
 - カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
- 「(1) 一般基準」、「(2) 個別基準」に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
 - (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
 - (3) 要救助者が5人以上の救助事故
 - (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
 - (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
 - (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
 - (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
 - (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）
- (例示)
- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・ バスの転落による救急・救助事故

- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

「(1) 一般基準」、「(2) 個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キログラム以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

消防庁受信者氏名
※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分) (月 日 時 分) (月 日 時 分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建 物 の 概 要	構造 階層 建築面積 m ² 延べ面積 m ²
焼 損 程 度	全焼 棟 } 計 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟 焼損面積 m ² 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林 野焼損面積 m ²
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消防団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災害対策本部等 の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況 防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種 第二種、その他		
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分		
		鎮 火 日 時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法		気 象 状 況			
物 質 の 区 分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 ()		物 質 名		
施 設 の 区 分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施 設 の 概 要		危険物施設の区 分			
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
消防防災活動状 況及び救急・救 助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用禁止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 員	出場資機材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)	台 人	
			消 防 団	台 人	
			消防防災ヘリコプター	機 人	
			海 上 保 安 庁	人	
			自 衛 隊	人	
	そ の 他	人			
災害対策本部等 の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否 救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者 重症 人（人） 中等症 人（人） 軽症 人（人）		
救助活動の要否				
要救護者数 (見込み)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、「第3 直接即報基準」に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。

なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること

- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

消防庁受信者氏名 災害名 (第 報)	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分								
被害の状況	人的被害	死者			人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者			人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明			人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数													
	応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づき応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
自衛隊派遣要請の状況															
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 															

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額 については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること

動物の保護等に関する通知

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方

(平成17年8月31日)

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域等における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体との連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

島根県防災ヘリコプター応援協定

（目 的）

第1条 この協定は、島根県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定区域は、前条の市町村の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- （1）災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響をあたえるおそれのある場合
- （2）発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- （3）その他救急搬送等防災ヘリによる活動がもっとも有効な場合

2 応援要請の手続きは、島根県環境生活部消防防災課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害の種別
- （2）災害の発生場所及び被害の状況
- （3）災害発生現場の気象状況
- （4）飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- （5）応援に要する資機材の品目及び数量
- （6）その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けた時は、災害発生現場の気象条件を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長。）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動（救急業務を含む。）に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書（以下「消防相互応援協定」という。）及び、平田市、大社町及び消防にかかる一部事務組合の救急業務に関する相互応援協定書（以下「救急相互応援協定」という。）に基づく応

援要請があったものとみなす。

- 2 発災市町村が救急相互応援協定に加盟していない場合の救急業務については前項の規定は適用せず、県の業務としての救急活動とする。

(経費負担)

第8条 前条第1項に該当する活動に従事する場合における応援に要する経費は、消防相互応援協定及び救急相互応援協定の規定にかかわらず次の各号に定めるところにより負担するものとする。

- (1) 応援のために生ずる超過勤務手当などの手当、燃料費等の運航経費及び事故により生じた経費は島根県の負担とする。ただし、特別の事情がある時は県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。
 - (2) 前各号以外の経費については島根県と関係市町村が、その都度協議のうえ決定する。
- 2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成6年4月1日から適用する。この協定の締結を証するため、本書69通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれその各1通を所持する。

平成6年3月28日

浜 田 市 国 民 保 護 計 画
【 資 料 編 】
令和6年3月 策定

編集・発行 浜田市総務部防災安全課
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
TEL 0855-25-9122
FAX 0855-23-1866
E-mail bosai-anzen@city.hamada.lg.jp